

令和3年 第3回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和3年6月7日

招集年月日	令和3年6月 4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和3年6月 4日午前10時11分			議 長	中本 正廣
	閉 会	令和3年 月 日午後 時 分			議 長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	3 番	佐々木 道則		4 番	小 島 俊 二	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和3年6月7日

	一般質問
--	------

令和3年第3回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和3年6月7日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和3年第3回定例会
(令和3年6月7日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

みなさん今日から一般質問ということになりますのでどうかよろしくお願いたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会においてお手元に配付した一般質問通告表のとおり、9人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。1番角田でございます。例年より早い梅雨入り宣言がされたところでございます。3月の議会議員選挙で、12名が新たに4年間の議席を与えていただきました。その中で、私が年長者で、73歳でございます。2期目ではございますが、スキルアップをして、住民の代表者として、頑張らせていただきます。橋本町長におかれましては、就任後、1年が経過いたしました。昨年度の行政運営は、前任者の事業計画、予算計画を引き継いでの行政運営でございました。今年度は橋本町長のもとで編成されました事業計画、予算でございます。機構改革、人事異動で、執行体制も整えられたところでございます。町民の期待にこたえるべく、住民サイドに立った、公平性、透明性と、スピード感のある行政運営で、人口減少に歯止めのかからない、この安芸太田町の将来が、明るいものになりますように方向づけを期待をしておきます。長引くコロナウイルス感染症の拡大と、不安を払拭できない今日であります。町長始め、職員皆様の日夜を問わず、御努力に敬意を表し、早速ではございますが、通告をしております一般質問を行います。まず最初に、防災について。災害発生が懸念される梅雨の時期になりました。今年、例年より早い梅雨入りということで、早めの防災対策が求められているところでございます。安芸太田町におきましては、令和3年3月に、安芸太田町国土強靱化地域計画が策定されました。国の基本計画である国土強靱化基本計画、広島県の樹立をしている広島県強靱化地域計画に調和する形で制定をされ、大きな自然災害から住民の財産を保護し、町民の経済への影響を最小限にとどめるための施策について総合的に実施するとなっております。そこで、安芸太田町国土強靱化地域計画について、次のとおり伺います。安芸太田町国土強靱化地域計画等と既存の安芸太田町地域防災計画との関係はどうなっておりますか。安芸太田町国土強靱化地域計画の基本目標はどうなっておりますか。安芸太田町として重点的に対応すべき事態をどのように、想定されておりますか。次に、防災、避難対応について。コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる緊急事態の宣言発令、感染経路不明の感染、また、個人情報の保護もあり、身近に潜んでいる。感染危険状態も察知できない、生活環境に住民の不安は増すばかりです。安芸太田町におきましても、ワクチン接種が始まり、コロナウイルス感染症終息への第一歩が踏み出されましたが、終息への道に不安や不透明感があることは否定出来ません。このような社会情勢の中、大雨台風等による自然災害発生集中する時期となり、気象によりましては避難

の必要性も生じることかと思えます。コロナウイルス感染症のリスクを回避した避難の在り方について、お考えを聞かせてください。数年前から、災害時に実効性のある避難のための施策、土砂災害等の危険が予想される際の住民がとるべき行動について、5段階の警戒レベルの設定を行い、人災を未然に防ぐ施策として、警戒レベルの情報発信がされてきましたが、住民には分かりづらい面があったことと思います。今年度から防災情報の変更で避難勧告、避難指示の出し方が変更されることになりました。防災情報の変更によって、大きく変わる点について答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。まず角田議員からのご質問についてですね。私のほうからの防災、とりわけ国土強靱化地域計画についてお答えをさせていただきたいと思っております。強靱化地域計画は国土強靱化基本法第13条に規定される、本町における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画でございます。第二次長期総合計画との整合、調和を図りつつ、国土強靱化に関する本町の計画等の指針として定めたものです。ということでございますがもう少しかみ砕いて申し上げますと、強靱化地域計画といいますのは、災害起きる前の事前の対策として、本町において必要なハード整備、これが何かということをもとめた計画ということでございまして、ハード整備という観点においてはですね、この長期計画と並ぶ上位の庁内において1番上のもので、計画ということで、今、お話がありました。例えば地域防災計画などについてはですね、具体的に災害が起こった際の対応をもとめたものということでそれぞれちょっと役割が違うということだと思っております。なおこの強靱化計画の目標についても、ご質問ございましたが、町としては四つの目標を設定しております。一つは、人命の保護が最大限に図られるということ。二つ目が、町及び社会の重要な機能が致命的な傷害を受けず維持されること。三つ目が、町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。四つ目が迅速な復旧復興に資することということでございます。一方で、本町として対応すべき自然災害としてはですね、主に2種類の災害を想定しておりまして、一つは、台風や豪雨等による風水害ですね。洪水による浸水、大雨による土砂、土石流、崖崩れ等を想定しておりまして、地域防災計画基本編との整合を図り、土砂災害の場合については、過去最も被害が大きかった昭和63年7月豪雨災害、洪水災害については、最大出水量を記録した昭和47年7月災害及び平成17年9月の台風14号を想定しておりまして、あわせてこれ以上の災害にも対処できるような計画ということでまとめさせていただいております。またもう一つの災害というのが、大規模地震による被害でございまして、地域防災計画こちら震災対策編のほうですが、それとの整合性を図りまして、県の被害想定調査に基づき、本町における最大被害が想定される、どこでも起こりうる直下型の地震というものを想定して併せて被害の想定をさせていただいております。この二つの災害について、具体的には36の起きてはならない最悪の事態というのを細かく設定をさせていただき、それぞれについて、各課において脆弱性の評価を行った上で、強靱化のための推進施策を定めたところでございます。私からは以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは担当課のほうからですね、防災避難対応等について答弁を申し上げます。まず2点目のコロナウイルス感染症のリスクを回避した避難の在り方についてというご質問をちょうだいいたしま

した。避難所におけるコロナ対策といたしましては、既にマスク、手指消毒液等ですね、各集会所等へ置いていただくようお願いをいたしまして、配布をさせていただいております。また広域避難所には職員を、実際には配置をいたしますので、マスク消毒液に加えまして、非接触体温計を配置するとともに、避難所に来られた方の名簿記録をとるようにはいたしております。幸い、昨年度、避難所を開設した際には、体調不良を訴えられる方おられませんでしたが、今後におきましてはさらに、パーティー等などで仕切りをつくる、体調不良を訴えられる方がおられた場合には別室に御案内し避難をしていただく。定期的な環境を実施する等の対応を行えるよう、本年度においては指示をしているところがございます。3点目、防災情報の変更によって大きく変わる点についてという御質問をちょうだいいたしました。御指摘の法改正によって大きく変わった点については、主に次の3点となります。一つは警戒レベル3についてでございます。避難準備高齢者等避難開始が、高齢者等避難に名称変更され、避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は、危険な場所から避難することということになりました。警戒レベル4につきましては、避難勧告が廃止をされ、避難指示に統一されるとともに、危険な場所から安全な場所に避難することというふうになっております。そして、警戒レベル5でございますけれども、災害発生を確認したときに発令される災害発生情報が緊急安全確保に名称変更されております。既に安全な避難が出来ず、生命の危機が迫っている状況であるため、直ちに自身の安全を確保する。その行動をとることというふうになりました。なおですね、災害の状況を町が確実に把握をできるものではないといった理由からですね、警戒レベル5につきましては、必ず発令発表される情報ではないということをお理解いただきたいと思っております。以上、1番大きな変更点につきましては、一般の方が、これまで分かりにくかった避難勧告と避難指示、といったものの一本化でございます。最も覚えていただきたい防災情報の基礎である、警戒レベルにつきましては、住民の皆様へ周知が重要ではないかというふうに考えております。今回の改正に合わせまして、6月の行政文書発送で絶対覚えていただきたい防災情報といったチラシ、ちょっと私の手元にあるんですけども、本日、自治会の文書発送で配布をさせていただくようになっております。両面のチラシでございます。このチラシと、昨年度まで行っております自治振興会単位ごとのハザードマップを全戸に配布をさせていただきたいと思っております。担当課、以上でございます。

○中本正廣議長

角田伸一議員。

○角田伸一議員

国土強靱化計画についての答弁もいただきました。人命を保護するというのが第1というふうに感じるところでございます。国土強靱化とは、防災はもちろんのこと、災害による直接死を最小にとどめ、また災害による関連死をなくする強い地域をつくることであるというように聞いたことがございます。そのため、万が一災害が発生したときは、一刻も早く、社会機能全体の回復を目指すための方向づけをするのが強靱化計画であるというように思います。この国土強靱化地域計画によって、町民に安心をもたらすまちづくりが推進されることを望んでおきます。避難についてですが、避難といえば、人が集まることとなります。現時点ではコロナウイルスワクチンを接種した者、また接種していない方がおられます。恐怖や不安に対する意識は人それぞれではございますが、自然災害の危険を回避するための避難をすれば、コロナウイルス感染の危険性が伴うと予想されるところでございます。住民の安全安心に資する避難の方法について、的確な指示を町民は望んでおります。防災情報の変更につきましては、これまでの災害が予想される際の情報の出し方を見直し検討を加え、最も合理的な基準として示されたもの

と思っております。6月2日の中国新聞に甚大な土砂災害が起きる危険性が高い場合に出す、大雨特別警報の発令基準を見直すとの記事がございました。これは行政サイドでは、重要な基準であると思えます。住民サイドでは、そのときそのときの情報が的確に伝達されることが最重要でございます。町では、令和2年度におきまして、防災行政無線デジタル化をし、情報の提供が図られているところでございます。この度の整備によりまして、屋外放送設備が撤去されたところもありまして、屋外での放送が分かりづらいとの意見があることを伝えておきます。また、防災行政無線工事は令和2年度でございますが、いまだに受信機が更新されていない家庭もあります。どのように対応されるおつもりですか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、2点ほど御質問いただいたというふうに認識をしております。まず1点目でございます。防災無線の屋外放送施設の廃止についてといったところでございます。こちらにつきましては屋外の放送設備を、今回のデジタル化により、廃止をしたといったものでございまして、この廃止に関しましては地域の自治振興会長あてに文書より、御報告、御理解いただくよう、御案内をさせていただいたところではございます。本案件に関して若干ちょっと説明をさせていただきます。従前のアナログ、屋外拡声設備の運用時から設備のある地域とない地域というものが存在しておりました。デジタル化に着手するに当たっては、過去の豪雨災害等におきまして、激しい雨音で屋外拡声器の設備による気象情報や避難情報、これが地域住民に十分に伝達されなかった実例がございました。安芸太田町に住民票のある全世帯、それからアナログ受信機を既に購入使用されている事業所等には、戸別受信機を無償貸与することに決定をしております。このことから、屋外拡声設備は、広域避難所周辺に集約をさせていただくことといたしまして、アナログ電波使用の屋外拡声設備を廃止することに決定したものでございます。住民の安心安全のために戸別受信機と、全ての地域に屋外拡声器設備を整備するといったことが最も良いというふうに考え、その可能性も検討したところでございますが、将来にわたる費用負担、それから持続可能な財政運営というものを検討検証した結果ですね、財政的に少ない費用で効果を上げていくためには、アナログ受信機を使用されている住民事業所、公共施設へのデジタル戸別受信機の全戸配付と、また発達した通信技術による、電話応答サービスやメール配信サービス等の情報伝達を使用する方向に方向転換をすることが望ましいと判断をしたところでございます。なおですね、屋外拡声器を従前のとおり設置をしていた場合、2億4000万円の工事費、また全地域に配備した場合は5億円の工事費用、またその後の保守点検費用として、毎年、135万円程度の経費がかかる予定でございました。以上申し上げたことにつきまして、住民の皆さんに丁寧に説明を行うべきであったというふうに反省をしているところでございます。様々な事情でございます。事情はございますけれども、地域での説明が十分でなかったことについては今後もですね、丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。それから二つ目にちょうだいいたしました、防災無線の戸別受信機の交換が済んでいないところがあるのではないかとという御質問をちょうだいいたしました。デジタル戸別受信機の取替えの基礎となる台帳につきましては、危機管理室で運用している台帳を業者に提供して作業をしております。おりました。未交換の問題につきまして、何らかの理由で使用者の名義変更漏れ等から最新使用者名と名簿名義に相違が生じ、取替えが出来てないという状況が確認が出来ております。この対応といたしましては、もちろん申出があれば速やかに交換の対応を行うということ、それから、最終的にはアナログ無線放送終了が、11月を予定しております

けれども、それが終了するまでに、無線放送による未交換機がないかの確認放送等も行いたいと考えております。また取替え訪問時にですね3回ご不在であった家庭でも、取替えが完了してないということが一部ございます。この対応としては、取替えのための訪問時にご不在の際にはご不在票というものをですね、ポストに入れることとしております。さらに3回まで訪問するように受注業者に指示をし、工程会議においても、取替え完了、未済の進捗状況を確認をしてしております。ただしですねこの中で訪問先を誤って行ってるというようなことですね、不在との記録が継続するといった事例を確認をしたところでございます。こうした案件につきましては、別途、危機管理室におきまして丁寧に対応する所存でございます。防災無線を通じてデジタル受信機を取替えが完了してない方に取替え依頼の御連絡をお願いするとともに、台帳を再確認の上取り替え未完了の方へ御連絡を行い、取替え作業を進めてまいりたいと考えております。取替え作業がまだ済んでいないといった事態について申し訳なく思っております。対応のほうは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田伸一議員。

○角田伸一議員

受信機の未更新については、やはり、事業の発注に不備があったのか完了検査が不十分だったのか、それとも、工事請負業者のミスであったのか。再検証する必要はあろうかと思えます。次の質問に移ります。重点道の駅来夢とごうちについて。安芸太田町の道の駅来夢とごうちは、重点道の駅に選定をされております。地域商社が地域商社機能と、DMO機能を発揮しながら、道の駅の運営を一体で進めるという提案が評価され、選定されたと言われております。この選定は、平成30年度のことでございます。選定を受けてからここまで建設に向けた進展が見えてきておりません。去年は住民からの意見聴取が行われておりますが、住民からの意見の集約はどのようになっているのか。道の駅の規模構造機能については、特に安芸太田町らしさを共助強調したいと考えておられることは何でしょうか。建設に向けたスケジュールについて。また、地域商社を主体とした事業展開で、地域の活性化を図るという構想実現のための取組の状況はどうなっているのでしょうか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて重点道の駅についての御質問をいただきました。住民からの意見の集約及びスケジュールについてはですね担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。私からはそれ以外の、安芸太田町らしさですとかあるいは地域商社についての御質問ございましたので、お答えをさせていただければと思います。まず道の駅でございますが、議員の御指摘のとおりですね、本町のこの道の駅、再整備計画については、重点道の駅に平成30年に選定をされたということでございまして、その選定された理由もお話しいただきました。町道の駅そのものが、特に今回、本町の場合にはですね、道の駅を管理する商社、想定してる商社が、道の駅の管理をするだけではなくて、改めて地域産品の開発から販売といった商社的機能と、あわせて観光分野についても、観光事業者の支援や、ツアーの企画、さらには観光地の整備、いわゆるDMO的機能ですね、まちづくり的な部分を担っていこうというこの考え方がやはり特色ある道の駅だというふうな、選定理由の大きな部分を占めていたのだと私も感じているところでございます。そういった意味では、道の駅もちろんこれからハード整備についても考えていくわけでございますが、それ以上に、言ってみればこれ管理を担う地域商社そのものがですね、

しっかり成長していくということが実はこの道の駅の成功という意味でも大きな部分を占めているのではないかというふうにも受け止めているところをございまして、そういう形で議論がスタートした道の駅でございませけれども、商社そのものも、設立から3年が経ちまして、この間特に現行の道の駅の管理、それから特に産直市の運営については着実に実績を上げております。右肩上がり成長している一方で、民泊関連の事務局も受け、事務局についても努めていただいております。特に修学旅行生の受入れ先としては、一定の認知が広まっているのではないかな、一定の成果が上がっているのではないかと、受け止めております。他方、昨年コロナ禍でございまして、予定した取組が出来ていない。あるいはいろいろ点検をする中で私もスタッフ不足も感じております。そういった意味で申し上げた部分については一定の成果が出ておりますが、一方で、特に皆さんが当初から期待しておられた、地域産品の開発、販売といった商社的な部分ですとかあるいは観光事業者の支援といった部分ではですね、まだまだ成果が見えてきていないこれからの課題ではないかなというふうに思っております。今回改めて、なかなか建築に向けたスケジュールが建築に向けた動きが見えてこないという御指摘もありましたが、改めて議論を再加速させていただきたいということで、昨年の夏からですね、議論を始めさせていただくとともに、改めて今年度以降、商社の産業振興の観点、さらには、観光振興にも力を入れていきたいというふうに感じてございまして、また私自身も、先ほど機構改革のことを触れていただきましたが、役場のほうもですね、この産業振興と観光振興を連携して進めていくような機構改革をさせていただいたところでございます。現在ですね、この道の駅の議論の中で、町全体の観光振興と産業振興の戦略についても、議論をさせていただきまして、その中における商社の位置づけというのを改めて整理しながら、道の駅の議論も進めたいということで、議論しているところなんです、その議論も役場だけではなく、先ほどから申しております商社の職員も一体となって議論を進めさせていただいております。今後、役場も、それから商社もですね、同じ目的を持つ、ある意味、立場はそれぞれ少し違いますが、同じ方向を向いて仕事を進めていく同志として、これまで以上に連携ができる体制をつくらせていただきながら、道の駅の議論を進めさせていただく。さらにはこの商社と役場だけではなく、そこにさらに、町内の観光事業者、産業の事業者さんにも関わっていただきながら、全体で議論を進めていく体制をこれからつくっていききたいというふうに思っております。その上であともう一つ。特にハード面での安芸太田町らしさ、どういう部分を強調するのかという御質問ございました。こちらはですね、むしろ、まさに町民の皆さんからの御意見もいただきながら、これからしっかりと議論をしていきたいなと思っております。あえてこの段階で、私からお話をさせていただきますと、地域的にも、場所的にも、ちょうど太田川が間近にあるということもあります。あるいは重点道の駅の申請のときにもですね、この道の駅で、安芸太田町の雄大な自然が感じられる、言わばショーウインドー的な役割が果たせるような、そういう商社をつくるべきというような、提案というか、計画がございました。まさにそういった、この場に来ていただければ、安芸太田町の自然が感じられる場所、そしてその自然を感じていただいた上で、実際に、その安芸太田町、ショーウインドーとして雄大な自然をさらに直接体験していただける。そういう、役割が果たせるようなハード整備ができればなあとというふうに私としては考えてるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。私のほうから、住民の皆さんからの意見の集約でございますとか、建設に向けたスケジュール

についてお答えをさせていただきます。昨年度から、道の駅に関しましては、周辺施設を含みます、基本計画を策定するというので、取り組みを始めております。昨年8月に、住民の皆さんと意見交換会を4会場で実施したところでございます。この意見交換につきましては、道の駅整備に関する協議のキックオフ会議ということで、全会場、合計で72名の方に御参加をいただいたところでございます。参加をされた、皆さんの意見を集約については、広報のほうでお知らせはしておりますが、課題として国道が道の駅を分断していることへの対策、周辺建物の整合性がない。ソフト面で言いますと、目玉の商品開発でありますとか、新鮮な野菜の販売への期待というのがございました。今後の道の駅に期待する意見といたしまして、神楽などの舞台の設置でありますとか、道の駅を中心とした周辺施設の一体性、河川公園との連携整備、体験コーナーの設置、木の温かみのある道の駅の意見、防災の拠点として活用できる道の駅などの主な意見として集約をしているところでございます。建設に向けたスケジュールでございますが、本議会中におきまして、スケジュールについてはお示しする予定ではございますが、本年度中、基本計画は策定する予定で進めております。この計画では、再整備となるゾーニングなどのハード事業が中心ということになりますが、道の駅主体での周辺施設がリニューアルするためには、ソフト面での開発が重要と考えております。さらに、町民の方の利用しやすい道の駅でないといけません。したがって、全体の基本計画の策定とともに、観光振興基本方針、産業振興基本方針を策定して、各戦略を計画して実行していきます。観光振興基本方針は、道の駅を含め観光行政施設の利活用でございますとか、新しい指標の追加など、そういったものを検討して、観光によるまちづくり、目指す姿を、現在、地域商社あきおたと、町のほうで議論を深めているところでございます。また、産業振興基本方針では、特に産直市の充実を図るため、戦略を策定しております。この戦略は、産直市を通じて、町全体で儲かる仕組みづくりを策定したいと思っております。各方面の批判、議論を開始しているところでございます。この人、このソフト事業を充実させまして、実施設計協議等移行しますが、現在のところ、建設開始は早く令和の6年度と予定しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。重点道の駅について答弁をいただきました。現状の課題についても触れていただきましたし、課題の解決を図ることが最重要であろうというように思います。多くの意見もあって住民の関心が高い道の駅でございます。住民の期待を裏切ることのないように、していただきたいと思っております。地域商社を主体とした事業展開につきましては、町内の事業者、住民の協力を得ることは必要でございます。安芸太田町出らしさを強調するという点について、町長のほうから自然を感じられる施設のようにというふうに答弁ございましたが、例えば、地元の木材を使用した建物にするとか、森林林業のまちをイメージした道の駅になればいいというようにも思っております。安芸太田町だからこそ出来たと言われるような、道の駅になるように工夫を凝らしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。森林経営管理事業について。地球温暖化防止は地球規模での大きな課題でございます。京都議定書では、我が国の温室効果ガス排出削減目標は6%とされております。このとき、森林の温室効果ガス吸収効果を削減数値に加味して6%の目標を達成するというものでございました。しかし、森林吸収減対策に対する財源が確保されているわけではなく、長期間にわたって森林環境税の創設に向けた運動が展開をされてきております。森林の有する地球温暖化防止、災害防止、国土保全、水源涵養等の様々な公益機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備に、欠かすこと

が、適切な森林整備が欠かすことが出来ません。所有者の経営意欲の減退、所有者不明の山林、境界未確定の森林の存在、担い手不足など、森林整備における課題が山積みしているのが林業を取り巻く現状でございます。森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町が主体となって、新たな森林管理システムを建設、することを踏まえて、国民が我が国の森林を支える仕組みとして、個人住民税の均等割の納税者から国税として、1人年額1000円を徴収するのが森林環境税の創設です。徴収の開始は令和6年度からとなっております。国に集まった税は森林環境譲与税として、県市町に譲与され、市町村が主体となって、森林整備における課題の解決、新たな森林経営管理システムによる森林経営が求められております。この森林環境譲与税は、令和元年度から実施をされております。昨年度は、新たな森林管理システムである市町村が主体となって進める森林経営管理事業を効率的に実施するため、森林の現況と所有者の意向調査が実施をされました。この意向調査の結果について伺います。調査対象の山林所有者は、町内外を問わず、前所有者であったのかどうか。特に、森林所有者の森林整備に対する意識また、今後の森林経営や管理に対して、どのような意向を持っておられるのか。意向調査の結果について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林経営管理事業の意向調査結果について御質問をいただきました。令和2年度から始めております森林に関する意向調査でございますが、町内に森林を所有する町内、町内外及び県外在住者を対象に、共有地や筆界未定地、県の森林簿と町の所有者情報など、不一致がある場合を除いて発送しております。発送件数1836件で、5月末で1159件、回答率は63%となっております。発送出来ていない森林につきましては、今後、法務局等の登記簿情報などを入手して森林簿と町の所有者情報を照合しながら、意向調査を進めていくとしております。皆さんから回答いただきました内容といたしましては、町へ委託を希望する方で回答された方が30%、自己管理が11%、森林組合へ管理を希望される方が10%、わからないと回答された方が35%というふうになってます。回答結果につきまして、図面化するデータの整理、入力を行っております。町へ委託を希望された森林につきましては、図面で確認し、今後、森林経営の判断ができる資料として整備を進めていきます。また現時点で町へ委託希望された杉、ヒノキなどの人工林につきましては約490ヘクタールというふうになってます。意向調査に関しまして、多くの問合せでございますとかご来庁いただきまして、制度や森林の所在などの説明、聞き取りを行っております。今後の経営につきまして、町へ委託を希望と回答された中では、森林の所在も行き方もわからないし、林業は木材価格も低くもうからないという声が多くございました。自己管理につきましては、小面積だから自分で管理している。森林の状況を見回している。森林組合へ管理を希望というのは、これまでも森林組合に依頼してたという声、理由が寄せられました。森林、環境譲与税を財源とする。森林経営管理事業につきましては、永続的に取り組まれると、今後、高齢化により、自己管理を行っていた方が町へ委託を希望される方も想定されることから、必要に応じて追加の調査を行うということで検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。森林経営関連事業について。答弁の中で安芸太田町に経営を委託したいと言われる方が31%だ

ったですかね。面積で490ヘクタールばかりあったということでございます。町に経営を委託したいという山林につきましては、林業経営に適する山林は、また林業経営意欲のある者に経営の委託を再委託をすると。林業経営には適さない山林は町の責任において森林整備を行うという、森林経営管理事業の実現に向けた意向調査であったと思いますが、調査の結果を踏まえ、安芸太田町として計画性を持った事業を実施するための実施の方法と、現状について答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。先ほどの意向調査を踏まえた上での、今後の経営管理事業、について御質問いただきました。改めて意向調査の結果によりまして現時点で、町へ委託を希望されたという特に人工林についてはですね、町への委託規模、面積、具体的に言うと31%ではあったんですが、面積的にはそう大きくないものが結構ありましてですね、その結果として、490ヘクタール、町内の森林面積からすると、人工林だけで2万ヘクタール近くあるわけでございますので、かなり少ない量でございます。少ないとは言いながらも、もうその中でも、できるだけやりやすいという意味でいうと、場所的に集まっているものとか、そういうものから優先して、今後大体10年計画で、そういった意味では1年で分ければ50ヘクタールぐらいでしょうか。町全域の現況、現況調査と森林整備を進めたいというふうに考えております。その中の500、490ヘクタールについてはですね、施業履歴の有無ですとかあるいは間伐されていない山林ですとか、あるいは路網状況ですとか、境界の明確化や施業場を作成し、林業経営に適する森林の判断までをやったりやっていかなくちゃいけない、現況調査をしていかなくちゃいけないもんですから、まずはそれを計画的に進めていきたいなというふうに思っております。またあわせてそういった取組みをしていけば、今現在、意向調査回答していただいている方についても、これから町へ委託したいというお声も出てくると思いますし、そういったお話が出てくればですね、それも、今申し上げました、これから一応10年かけてやっていきたいと考えております現況調査の中に、含めていきたいなというふうに思っております。その上で、議員も御指摘いただきましたが、現況調査をした結果、路網による搬出が可能でありそうな、あるいは搬出間伐等の森林プランによって利益が見込めそうな森林につきましては、林業経営に適する森林ということで、意欲のある林業経営者に御紹介をさせていただくということもございますし、また、そうではない地域、例えばこれまで整備をされたことがない、路網がなかなか作れない。さらにはですね、そういった、なかなか森林経営に適さないところについては、町が直接間伐施業等の発注を行いまして、土砂災害等の発生リスクの低減など、どちらかという、森林の持つ公益的機能の維持発揮のための施業を進めていきたいというふうに思っております。改めて、今年度からいよいよそういう本格的な取組みをさせていただくわけございまして、森林整備が出来ていない箇所への対応とあわせて、施業をしていただく担い手の育成確保といったこともこれから同時並行で進めていく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

森林経営管理事業につきましては、山林所有者との委託の契約とか、また森林、経営意欲のある者への再委託といったような手続等もあると思いますが、森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町が主体となって森林を集積するとともに、自然条件の悪い森林について市町村自らが管理を行うと

いう森林経営管理事業でございます。これが森林環境税、森林環境譲与税創設の趣旨ですから、この事業を早々に軌道に乗せる努力が必要であるというふうに思っております。

それでは次の質問に移ります。広島西ウインドファーム事業について。風力発電事業についての質問は、昨年9月12日、今年3月に続いた質問となります。これまで行った質問と重複する部分があるかとは思いますが、広島西ウインドファーム事業に対する対応の状況やお考えについて質問をさせていただきます。町では、西、広島西ウインドファーム事業対策計画対策プロジェクトチームを立ち上げ、今後のスケジュールについての協議、先進地視察を行ってきたと伺っているところでございます。町では、4月の機構改革人事異動等で、プロジェクトチーム構成員にも変動があったと思います。改めてプロジェクトチームの構成はどうなっているのでしょうか。それと、構成員はそれぞれ専門的な立場を持っているはずですが、風力発電事業のどの部分を重点的に精査検討し、意見や意向を出せるようになっていっているのでしょうか。プロジェクトチームの今後の活動計画について、次に、風力発電事業の環境影響評価の手続きにつきまして4段階あります。1段階目の配慮書、2段階目の方法書、今、この2段階目の方法書が示され、3段階目の準備書の作成のための調査が行われているものと思います。方法書で示された各種の項目で、現地の立入り調査が行っているはずでございます。3月の一般質問におきまして、安芸太田町に立入り調査の許可を求められたらどのように対応されるかと質問に対し、町長は、立入り調査について拒否する理由は特にないと答弁をされました。その後、事業者である電源開発から調査のための立入り、許可についての申請があったかどうかについて答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、広島西ウインドファーム事業について御質問いただきました。プロジェクトチームの構成等、具体的な御質問については担当課長からまた説明をさせていただければと思うんですが、改めてその概況についてちょっと私のほうからお話をさせていただければと思います。風力発電事業について、特に、ここ最近の動きで言いますとですね、3月に、議会のほうで、本事業について不同意決議を出していただいたと。私としてはこの決議大変重く受け止めてるつもりでございまして、その意味では、計画の是非はもちろんなんですが、その上で、その判断時期についてですね、これまではどちらかというと、しっかりと情報を取得して、それを町民の皆さんにお示しをした上で、検討していきたいという思いではありましたが、それを早めるべきではないかということも含めて、町民の声を実際に聞いてみたいという思いがあったものですから、改めて3月議会の後、意見交換会を開催するというところで企画をさせていただいたところでありまして、意見交換会については、特にこの風力発電事業を実施した場合に、最も影響が大きいと思われる。計画の最近接地域ですね、その2会場。それから、筒賀財産区のこともあります。当事者でもある筒賀地区の1会場、さらには、町民全員、皆さんから御意見をいただく場をつくりたいということで、1会場合わせて4会場、計画をさせていただいて、これまで既に、再隣接地域であります坂原、それから田吹、この2会場については、意見交換会を開催させていただきました。他方で意見交換会に御参加いただけない方も当然おられると思われましたので、前回の広報でも御案内をさせていただきまして、先月いっぱいメールあるいは直接御意見をいただくというような形でですね、意見募集も行わせていただきまして、こちらについては、結果として4名の方から御意見をいただきまして、1人は賛成、お二方が反対で、お1人は賛成反対というのではなくて、もう少し時期を含めて慎重に判断すべきではないかという、そういった御意見もいただきました。そういった御意見も

いただきながら、先ほどお話をした4会場のうち2会場、残り2会場の意見交換会は、コロナ禍で延期をさせていただいておりますので、できるだけ早急に開催ができるようになった状況で、残り2会場の意見交換会を開催をさせていただき、その意見も、勘案させていただきながら、最終的に町としての対応について方針をまとめていきたいというふうに思っているところでございます。改めて個別の御質問については、担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、（仮称）広島西ウインドファーム事業計画対策プロジェクトチームについて、担当課のほうから、御答弁をさせていただきます。まずチームの構成についてでございます。町長、筒賀支所長、企画課長、産業観光課長、住民課長、事務局の住民課職員を含めまして6人で構成をしております。そして構成員それぞれがどの部分に対して重点的に精査検討意見を出すのかという御質問でございますが、それぞれ筒賀支所には筒賀財産区や筒賀地域との関係、企画課には長期総合計画を始めまちづくりとの関係、産業観光課には森林開発保全等の関係、住民課にはプロジェクトチームの事務局として全体の取りまとめと環境影響について精査し、意見を出してほしい、こういったことで編成をしております。また本件につきましては町にとっても大きな課題ということでございまして、4月から立ち上げております全ての管理職が参加し、重点課題について議論を行う、政策会議においても議論を行うなど、慎重な議論を進めているところでございます。プロジェクトの今後についてでございますが、情報収集や意見交換会の意見等を踏まえながら、町としての方針を取りまとめていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。

○片山豊和筒賀支所長

はい、続きまして2点目の御質問でございます。定例会の後でございますけれども、立入り調査の申請があったかどうかという御質問でございます。3月定例会以降の状況でございますが、事業者からは、令和3年3月15日付けで、立入り許可願が町長あてに提出されております。財産区含めまして町としての判断は3月29日付けで許可証を発行しているところでございます。期間は令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間でございます。立入りの目的につきましては、環境影響評価手続に資する調査実施のためでございます。なお補足いたしますと、事業者との面談におきましては、逐次、地域住民への丁寧な説明を求めているところでございます。判断としましての立入り調査のことでございますけれども、もし、このあたりの調査について不許可ということも想定はありますが、事業者は机上による調査や推測分のあるおそれもあり、現地の実情にそぐわない計画書、あるいは準備書、方法書とか、そういったことになるおそれもあるため、立入り行為そのものについては、許可をしているところでございます。その内容につきましても、登山家、あるいはバードウォッチング愛好家、大学の生物調査等々と類似する行為であり、諸条件と注意書きを許可に添えて、許可をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。ウインドファーム事業についての答弁をいただきました。この中でプロジェクトチームのメンバーはですね、以前に先進地の視察をされたとは聞いておりますが、本町の風力発電事業想定地域の現地は把握をされているのでしょうかということと、5月末にですね、5月末だったと思いますが、町から環境影響評価方法書に対する意見書が提出をされております。この意見書についてはですね、やはりこのプロジェクトチームの意見や、意向が反映されたものになっているのかどうかということと、立入り調査についてですね。これは許可を出すに当たって、筒賀財産区の山林の場合、管理会の同意は必要としないのかどうか。この点について答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて幾つか意見をいただきました。立入り調査についてはですね、あくまでも、その筒賀財産区の管理を担わせていただいている私の行政判断として出させていたるところでございます。その上で、現況ですが改めて私自身も、昨年、特に筒賀財産区であります立岩山周辺に加えて、奥、奥ノ原、失礼しました。奥ノ原のほうにもですね、実際私自身も現地に入って現状を確認をさせていただきながら、改めて意見等取りまとめをさせていただいてるところでございます。その上で意見書についてですね、先般提出をさせていただいておりますけれども、特に私どものほうから話をさせていただいたのは町民の皆様からも様々御意見をいただいておりますけれども、特に懸念のあります環境影響評価の中でも、土砂災害等の危険性についてですね、いろんな災害についての想定がもちろん、環境影響評価の中でもされてはいるんですが、町民の皆さんが1番心配をされている、あれだけ大きなものをつくった場合、あるいはその道路を入れる場合にですね、どういう土砂災害の危険性があるかといった点については、実は今回の環境影響評価の対象外になっております。むしろより大きなといいますか、例えば活断層にどういう影響があるかといったような点の指摘があるんですが、町民の皆さんが本当の意味で心配をされてるのは、むしろそういう大きな話ではなく、繰り返しになりますが、道路を入れた場合、あるいはあれだけ大きな施設を尾根につくった場合に、どういう災害上の影響があるのか。これは必ずしも、環境影響評価の対象事項にはないんですが、あえてそういったことを、本当の意味で町民の皆さん心配していただいているのであれば、事業者として、誠実に対応していただくべきじゃないかといったようなことを盛り込ませていただきました。どういう回答があるかはまた、あるいはそれを踏まえて、県のほうでどういう意見書をつくられるのかというのはこれからだと思いますけれども、我々としては、あくまでも町民の皆様の不安に応える、そういう環境影響評価であってほしいというような意味で意見を出させていただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

立入り許可の件ですが、町長が行政判断で出したと、ように答弁をいただきましたが、この財産区管理会の関係、いろいろ調べてみるとですね、やはり同意を取るべきものは、同意をとっていないとその契約は、効力を発しないということがございます。このことについてはですねしっかりと検証していただきたいというように思います。それと、この風力発電事業が、事業者主体で進められることにならないように、町としてはですね、しっかりと監視のほうをしていただきたいというように思っております。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で角田議員の一般質問を終わります。換気のため5分間休憩といたします。

休憩 午前10:59分

再開 午前11:04分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、11番佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

改めまして、おはようございます。11番佐々木美知夫でございます。よろしくお願いいたします。まず、本題に入る前に、本町では5月の17日からワクチン接種が開始され現在まで、順調に進んでいるものと思われませんが、高齢者の接種を7月末までに完了せよとの通告があって、医療従事者また関係者の方々には大変な状況で、その御苦労に対して敬意を払うものでございます。全国的にも、緊急事態宣言後、感染も徐々にではありますが減少に転じております。しかしながら、この7月何日に開催される東京オリンピック、またパラリンピックの開催の是非も議論されており、今後の行方を注視をしていくところでございます。それでは本題に入ります。新型コロナウイルス感染症、感染防止対策についてと通告をいたしております。昨年から全国的に感染が拡大し、1年たった現在でも2次、3次、また4次感染と、全国的にも爆発的に感染が拡大し、医療の危機や医療従事者への配慮、危機的状況を鑑み、東京、大阪、兵庫、京都の緊急事態宣言発令に続き、広島県でも5月16日から、5月末までの緊急事態宣言が発令をいたしました。今現在、効果が少しずつあらわれピークを過ぎたようにも思いますが、再拡大の恐れがあるとのことで懸念されていたとおり、緊急事態宣言の6月の20日までの延長が要請されました。さて、本町では、個々の感染症対策をしているにもかかわらず、現在まで19名の感染者があり、今後も発生するのだと危惧いたしております。発症された方々の中で、私が日頃懇意にさせていただいている方が3名いらっしゃいますが、いずれの方も、どこで感染したのか記憶がないとのことで、このコロナ感染症の怖いところで、現状を考えると、いつ、誰がどこで、感染者になっても不思議ではないとの認識です。国も県も様々な。感染症対策を要請し感染拡大防止に躍起になっています。その防止対策の一つに、高齢者の早期ワクチン接種が実施されていると思いますが、このワクチン接種の予約方法、ウェブと電話による予約のみで、受付で、高齢者の方々にとって大変な苦労が推察されたところです。また、非常事態宣言中の不要不急の外出を控えるようにと。住民に要望し、しきりに街、市街地ですね、の人口減を報道しておりますが、反対に、休日ともなると、郊外に人が集中し、3密どころでは騒ぎではないと現状があります。本町でも、いろいろな予防対策をしていますが、本町にとって、集まりも出来ず、地域住民のコミュニケーションを余りとれず、大変不自由な生活を余儀なくされ、懸命に頑張っておられます。この先の見えない、コロナ感染症ですが、国や県の要請により行われている。安芸太田町の感染対策について、何件かを質問をいたします。先ほども少し触れましたが、コロナ接種予約に関する課題です。全国的にも事前の事前予約の混乱が指摘され、ある自治体では、行政職員を配置し、高齢者の予約支援を行っているとの報道がありました。本町での支援職員の配置の考えは、今後も事前予約は続くと思われませんが、どのようにお考えか、まず1点。2点目。緊急事態宣言が出ている中、長く続く緊急事態宣言に、外出意欲に駆られ、市内外から感染発生のリスクを避け密にならない郊外へ外出し、本町へも休日には、道の駅周辺は大変混雑をしております。また、マスク着用なしの人も目立つ状況にあります。その感染症対策はいかにしておられるのかを伺います。3点目、町内感染者発生時無線放送にて、住民への情報発信をされているが、単なる感染者発生情報と注意喚起であり、個人情報のあるで

しょうが。もし分かるのであれば、地区名くらいはお知らせしてもいいのではと考えますが、どうでしょうか。4番目、町内小中学校では、全校児童に対し、タブレットは配置され、各学校では有効利用されていると思われませんが、コロナ禍でタブレットの使用頻度は増していると思われませんが、このことによる視力低下や自宅でのゲーム依存と全国的にも弊害が出ているとの報告があるようですが、この件に対してどのように対策をとられているのか。次、昨年、コロナ感染症発生時全校休校の指示が出されました。今後、町内感染が拡大した場合、教育委員会としてどのように対応されるかお尋ねをいたします。また、現状、自由に外出出来ない児童生徒へのストレスに対する対処はどのようなお考えか。最後に、通告はいたしていませんが、飲食店への休業要請が出され休業されている事業者の方が数多くあります。その方々への期間中の支援は、協力金等を含め、どのようなものかお尋ねをいたします。以上。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、佐々木美知夫議員より、新型コロナウイルスの感染症の関係について、もろもろ御質問いただきました。改めて町内の多くの皆さんが心配をされておられる案件だと思いますので、それぞれお答えをさせていただければと思います。まず私のほうからですねワクチンの接種予約、とりわけ行政支援のほうについてのお話ございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。このワクチン接種、議員からも御紹介いただいたように、22日、4月の22日から予約を開始をさせていただきました。予約方法については、電話とウェブによる二つの方法とさせていただきまして、電話についてはですね町としては町専用の電話回線を2回線準備してたわけでございますけれども、改めて運用開始前にはこれ4人体制に増強させていただいて臨ませていただいたところでございます。ただ残念ながらそれでもなお、回線が繋がらないという事象も続きまして、町民の皆様には御不便をおかけしたところでございます。またもう一方でありましたのはですね、当時は特に本町において、ワクチンがどの程度確保できるかということが不明確な状況でもございまして、予約したんだけど実際にはワクチンがないので打てないという状態をやっぱり避けなければならないという思いでですね、予約可能な件数は当初はかなり限られておりました。そのこともあって、特に電話をいただいても、というか電話をそもそも受け付けることが出来ないという状況もございまして、ゴールデンウィークなんかはですね、皆さんも本当に予約はしたいと思っておられると思いますけれども、その時期については、当時電話そのものを受け付けないというような状況もあったところでございます。そうは言いながらもですね、現状ではこの前5月末の話をしましたけど、6月4日、金曜日現在でですね、まずは65歳以上の対象者3201人のうち、2607人。率にして81.44%ですね、の方々に御予約を既にいただいております。現時点では電話予約、ウェブ予約いずれも余裕がある状況でございます。今後はですね65歳以上の方を今対象にしておりますが、それが終われば当然65歳以下、当然町の半分の方々が今度対象になりますので、その方々の予約受け付けについてももしっかり対応しなければならないということで、今回、改めて補正予算を計上させていただいております。電話での予約対応についても、人員を増員するとともに接種会場への移動支援も兼ねた、地域商品券の配付も行わせていただきたいと思いますと考えているところであります。また今後の65歳未満の皆さんの予約の受け付けについてもさらに工夫をするということで、一つにはですね、65歳未満の皆さんも幾つかその段階を分けて、さらにちょっと予約をしていただく方々の受付を絞らせていただいて、段階的に行うといったこともこれから検討していきたいと思っております。また現在接種

を進めている65歳以上の対象者についてもですね、これ例えば混乱の中で、自分としては予約をしたつもりだったんだけど、例えば操作ミスで実は予約が入っていなかったとか、あるいは接種したいんだけど、なかなか自分では予約をとることが難しい、あるいは届いた書類を見過ごして予約を仕方が分からないという方も当然おられると思いますので、そういった方々についてはですね、改めて、例えば役場からの電話確認ですとか、あるいは民生委員、ケアマネジャーの皆さんにも御協力をお願いをして、そういった部分の確認をしていただく。さらには役場窓口に来られる方もおられますし、あるいは統括センターにもですね、いらっしゃる方もおられますので、そういった方については、ウェブによる予約の支援などについても、これからさせていただきたいというふうに考えているところであります。また特に情報発信ですね、無線放送について、中途半端な情報となっていないかという御指摘もございました。こちらについても私のほうからお答えをさせていただきますが、令和2年の12月、昨年末ですね、本町で第1例目となる、感染者の患者さんが確認されたときには、私から直接、防災無線を通じて情報提供をさせていただき、以降、必要に応じて防災無線、情報発信を行わせていただいているところでございます。ただあらためて、この防災無線で知らせる中身については、発生したということを知らせることが主なものでございまして、個々の年齢や性別、地域を特定する情報は提供してきていないわけでございます。これあらためて本町だけではなくてですね、県全体の申合せというのを、冒頭、1番最初の段階でさせていただいてるところでございまして、公開する情報というのは個人情報が含まれてるということもあって、各町単独ではなくて、県全体で統一して対応することとされております。我々もそれに従って対応させていただいてるところでございしますが、加えて、西部保健所のほうからはですね、保健所が本人の患者さん御本人の了解を得て、町に情報提供をしていただいていることもあってですね、県から正式に公表されるまでは決して口外しないこととすとか、あるいは、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護、風評被害、患者、御遺族等の人権尊重、個人情報保護の観点から、提供資料の範囲内での報道することというのがあらためて念押しで確認を求められておまして、それについては我々としても、それにしっかりと従って対応をさせていただいてるのが今の現状でございます。議員の御指摘のとおり、感染防止のためにも、例えば地区というお話もございましたが、もう少し情報提供すればいいんじゃないかという御指摘も確かにいただいているところでございましたけれども、これまた議員御本人もおっしゃったように、どこで感染をしたかわからないという方はたくさんおられる中で、どこで、どういう方が発症したにかかわらずやるべきことというのはですね、やっぱり変わらないということで、基本的な、例えば3密の回避ですとかマスクをすとか、結果、やらなきゃいけないことというのは、同じことだという思いでですね。大変恐縮ではございますが、町民の安心安全の確保と、それから個人情報の保護の両立を図る観点から、現状、させていただいているような、最低限の情報発信とさせていただいているところでございます。お気持ちは分かるんですけども、ぜひ御理解をいただいて引き続き今申し上げたような対応させていただきたいと思っておりますのでございます。私からは以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。私のほうから、道の駅周辺の3密を避けるための予防対策ということで御質問いただきました。感染対策において1番対応しなければいけないのが、そこで働いている方たちの、自身が感染対策を講じ、感染しないことが重要でございます。このことについては、継続した注意喚起を行っております。

して、昨年度から、予防の予防策の取組につきましては1年が経過したところでございます。道の駅来夢とごうちの売店でありますとかレストランの室内営業に関しましては、これまで自動体温計などを設置しております。今回、緊急事態宣言を受けまして、営業時間を19時から17時に短縮営業したところでございます。また、町が管理しております、周辺の飲食店でありますとか、テイクアウト店は、これまで1年間の感染対策の継続をしておりますが、緊急事態宣言後、感染対策の回避によります取組として、持ち帰りを主とした形態と営業時間のさらなる短縮を要請しました。利用者に滞留を招かない措置として、ソーシャルディスタンスを呼びかける注意書きを配布。交流スペースの机にはアクリル版の設置、消毒の等の細目な対応、期間中の土日の利用状況に合わせて、業者の注意喚起のため、役場職員と指定管理者の地域商社あきおおたの職員と見回りを実施させていただきました。現在では、周辺全体の感染予防対策として、注意喚起の看板の字を大きくし目立たせるよう看板を取替え、休憩スペースのいすの撤去でございますとか、遊具の利用禁止を行ったところでございます。いずれにしましても、広島県は外出の削減として日常生活に必要な買物などを含めて、外出機会の時間とあわせて半分に削減することを県民に要請しております。さらなる注意喚起が必要であるというふうに考えておるところでございます。それと、飲食店の状況はどうかということで、町の対応はどうかという御質問をいただきました。この飲食店につきましては、今年度早々に緊急事態宣言が広島県の飲食店に対して休業要請でありますとか、時短、時短営業の要請を行っております。5月末に安芸太田町内、町内の飲食事業者把握しております。全部で44飲食店のうち、休業は28店、時短営業は2店というふうに聞いております。これにつきましては、広島県の支援策として、休業する店舗は1日3万5,000円の支援が始まっているところでございます。また、緊急事態宣言5月17日にございましたが、1日前の休日になりますけど、産業観光課職員のほうで、町内の飲食店の業者のところにですね、電話連絡をして、こういう事態になったというふうなことをお伝えをいたしました。既に留守番電話で休業というようなこともありましたし、張り紙のほうでも休業を出しているというような件もある。また、延長に際しましては、商工会と連携した周知のほうを行っているところでございます。飲食店業者につきましても今後の対応であるとか、県への申請等も問合せがありましたので、そこについては課のほうで対応しているというような状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。それでは私のほうから、小中学校の対応を中心といたしました、教育委員会の対応について御説明をさせていただきます。まず、各地でですね弊害も出ているというようなことについての御質問でございますが、本町ではですねICTの関連でございますが、本町では国のGIGAスクール構想に基づき、コロナ禍以前の平成30年から1人1台端末の導入を進めてまいったところでございます。あわせて、学校では情報の取扱いに関する指導、健康被害を防ぐための指導を行っているところでございます。今年4月からはですね、全ての児童生徒に1人1台端末を整備しましたので、今後はよりよいICT機器の使い方についての指導を行い、家庭への御理解、御協力を求めていきたいと考えているところでございます。他方で、弊害についての御指摘をいただきましたが、一つは健康の影響ということで、視力低下や、生活リズムが乱れる。また、ゲーム依存等という、なるという懸念等があるという御指摘をいただいたところでございますが、こちらについては、視力低下を防ぐための使用時間や姿勢、部屋の照度等明るさについてもですね、学校授業等において指導を行うほか、生活リズムを守ることの指導を

ですね、家庭等と協力しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。また安全な使用ということで、危険なサイトへのアクセスの禁止等についてもですね、現在配付してるタブレットについては、セキュリティーについて強化のところがおるところでございますが、家庭等の使い方についてもですね、あわせて指導してまいり考えてございます。続きまして今後の町内での感染拡大いうところで教育委員会としての対応でございますが、新型コロナウイルス感染症の変異株については、子どもも大人と同様、感染の可能性があるというところが聞いているところでございます。これまでの対策を徹底するとともに、感染可能性の高い活動を制限するなど、1段階、今回、厳しい対策を行っているところでございます。今後、町内で感染症が拡大し、子どもたちが学校に登校出来ないという状況が生じた場合においても、子どもたちと先生がつながり、心の安定を図るとともに、学びが途切れることのないよう、家庭と学校をオンラインでつなぐなどの準備を現在進めているところでございます。続きまして、自由に外出出来ない児童生徒等のストレスに対する対処でございますが、学校では、日々の言葉がけや教育相談、アンケート等を通じて、子どものストレス状況を把握し、心の安定、安全等をですね、図るように取り組んでいるところでございます。また、保護者から、感染等がですね、不安で休ませたいという相談があった児童生徒については、国や広島県の指導のもと、感染拡大の状況や本人、同居家族の状況も踏まえて相談に応じ、柔軟な対応をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

ありがとうございます。取りあえず今の教育委員会の回答ですけども、これよく言われる視力低下ですね、等々これ以前から私らの小さいときいうても、かなり年取ったときに、テレビ見るのに、見るのに視力低下するから、というようなことを指導していただいておったわけです。今のテレビ、ブラウン管ですか、昔のブラウン管とかいろいろ、タブレットの画面等どう改善されて、かなり改善はされているとは思いますが。思うんですけども、やはり先ほど教室内の照度をどうのこうの言われましたが、ちょっとこれも、ちょっと聞いてみないけんですけど、その室内照度を、タブレットを使えるような、要するにタブレットを使っても支障がないような照度に保ってるのかですね。それもちょっと、聞かしていただきたい。それとですね、児童生徒へのストレスの対処、これなぜこういうことを申し上げたかと申しますと、今回のコロナ緊急宣言時、小学生、1名、私、よく知ってるんですけども、学校のほうを、親が、コロナが怖いから、当分の間、当分の間というより5月の末まで休ませてるんだということだったんですけども。なぜそういうことになったかといいますと、日中ずっと学校は平日なのに、家におるわけです。家におればいいんですが、近所で遊んだりとか、してるもんですから、近所の人心配する、私も目にかきましたので心配する。その子に聞いたところ、今コロナだから休んどるんだと、というような話だったんです。えーおかしいな。これ、学校のほうも教育委員会のほうもわかってるのかなといったことで教育委員会のほうに相談に行きました。まあしっかりと知っておられました。けども、普通、学校が休みになっていない状態で、そして子どもを1人ずつとおらすわけですね。近所におられる、あるお母さんですか。やはりその子に対して相当なストレスがあるように見受けられるんだということもお話をされたんです。それは、朝から晩まで、一応みんなが学校に行ってるのに、自分だけ行ってないというようなことがありますね。普通、そうだと思うんです。だから、首に縄をつけてでも学校に登校さすというようなことはなかなか出来ないのもわかります。今月に入りまして一応20日まで延びたんですが、1日から今学校に登校をしております。話に行って、やはり親と話をし、行ったほ

うがいいじゃないかというようなことを言いまして、今月の1日から登校をいたしております。それとですね、このタブレット、この春から1人1台ずつにはされてるんですが、以前にも学校のほうに訪問に行って視察をしたこともございますよね。やはり私何らかの形で、やっぱり影響は大きいんじゃないかと思うとるんです。まだまだこれからやっぱりICT活用の課題は出てくると思いますが、そういうところをね、ちゃんと問題を把握してですね、対処をしていただきたいと思います。それと密の問題ですが、道の駅周辺の密の問題です。これ昨日ですか、昨日も結構あこ人数が出ておられましたね。確かに、椅子、撤去されました。はっきり言うてね。椅子がなくてもみんなたむろしとる、そこに。ひどい人はそのテーブルの上に座ってでも食べてる。何とかならないのかなとは思いますが、なかなか行政のほうも難しいところもあるんだとは思いますが、やはり看板も大きな看板に変わったんですが、その辺をね、して、ちゃんと対策をしていただけたらと思ってます。それと、支援員の問題ですね、支援員の、予約の。高齢者だけじゃなくてね、要するに今から65歳未満の方がやはり同じような予約方法をとられると思うんです。で、ほとんどの方がタブレットは持っておられて、スマートフォンにしても、やられると思うんですがね。私も往生したほうなんです。電話をかければつながらない。ある人によったら朝から晩まで電話しとったと。それを2日かけたと。それでもつながらなかったというようなこともあるんです。年寄りだからとか、若い人だから電話がすぐつながるとかいうようなことまずあり得んと思う。町長先ほど、回線、2回線と、これは2回目の予約始まってから2回線ですよ。1回目は1回しかなかったはずなんです。電話。じゃないですか。電話番号、予約の電話番号、これ1回線だけじゃなかったんですか。で、今後ね、やはり、電話にしろウェブにしろ、その予約とりやすい環境にね、していかなとなかなか難しい、で、今頃毎日のように出とるんですが、行政が支援したり、社協が支援したり、大竹あたりでは、一般の人がグループが、年寄りのところへ出向いて、予約しているように先日新聞にも書いてあったんですが、そういうところまでね、やっぱりやらにゃいけんのじゃなあですかね。お願いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。失礼いたします。先ほどの電話の回線の件ですけども、専用の番号は一つだけです。ですが、回線として当初、準備してたのが2回線で実際にやり始めたときには4回線やっとなります。ですから、その番号にかけたらたちまち4名の方、つながるという設定にはしておりました。ただ、どうしても電話になりますと、受けるほうも申し訳ありません町内の方ではございませんので、それこそ、住所の文字の一つから、取り方一つに始まって、1件当たりどうしても時間がかかってしまうと。そうなれば、次の方に、また、電話の予約対応にするといってもですね時間かかるということもありますので、このたび、6月補正におきましては、さらに、回線数、要するにつなげる数をさらに倍に増やしてですね、対応させていただきたいというのが今回の予算計上の思いでございます。さらには、ウェブ等においてもですね、2の御指摘もありましたように、なかなかそのやり方で、つなぎ方で難しかったという御指摘もありますので、そこら辺につきましてはさらに、これから先、皆様に御案内するときに、こういう手順でやってくださいねということまで含めてですね、御案内をさせていただきたいと思っております。さらには、やり方がわからんとかいうことで、お問合せ等いただいたときには、先ほど町長のほうの答弁にもございましたように、窓口でありましたり、それから、本日の統括センターのほうにおきましても職員のほうで、やり方等については御支援もさせていただきたい。もっと申しますと、それこそ

お友達やですね、御家族の方で、ウェブ等に詳しい方について一緒に取っていただくような形も、こちら行政のほうからお願いをさせていただいたり、民生委員さん、ケアマネジャー、先ほど町長申しましたように、いろんな方のご支援を通じながら、ウェブのご予約についても、進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。御質問いただきました。道の駅に関しましてですが、これに関してはですね、周辺ですね、自治会からも、実は要望があったところでございます。そういったこともありまして、地元住民の方と意見交換しながら、相談、また報告しながら対応してきたところでございます。その点も踏まえまして今回、このように質問ありましたので、さらなる対応ですね、また、地域のほうの方とですね、交えながら検討してまいりたいというふうに思ってます。以上でございます。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

御質問の、お答えいたします。まず視力低下の件でございますけども、本町、まず、まだ全ては出来ておりませんが、ほぼ教室のライトはLED化してきております。ただあの明るさだけでなくですね、タブレットの画面から反射する跳ね返り光というのがありますけども、これが1番目に悪いわけですが、そういう点では、跳ね返り光が少ないタイプのもを選ばせていただいて、しかも、角度をつけるなどすればより効果が出ると思います。そういうふうな具体的な指導もさせていただいております。それから、ストレス云々のところから、小学生のことについてお話いただきましたが、全国的に見てですね、昨年秋でしたが、一部、NHK等の調査もあったんですけど、都市部を中心にした調査の中では700名ぐらいの子ども、そういう状況にあるという報道がありましたけれども、今年の2月に入って7000名を超えていると。現在、さらにそういう状況増える可能性はあろうと思いますけど、文部科学省もこのことについては、重大な状況として捉えておりまして、当然、基礎疾患を持ってる子どもたちについては、十分にですね、医者、お医者さんと相談しながら対応する必要があると思っておりますし、そうでなくても、保護者や本人が登校することによっての感染の恐れを持っているという場合について、学校としては、感染対策について十分に説明をし、しかも、長期にわたって休むことについての逆の影響、学習の遅れであるとか、集団生活へのなじみが出来ない、様々なことも含めて、できるだけ早く登校されるよう、学校としても促していく必要があるという点では、こういう基本的な取組は進めているところでございます。そういう点で、学校としても、引き続きいろんな子どもが今後出た場合も、その指針に沿ってですね、進めてまいりたいと思います。それから、1人1台タブレットを持たせるという件ですけども、かなり高額なものを、一人一人に貸付ける、貸し出すという点で、今後持ち帰るという状況が増えてくると思いますが、現在、そういうものを持っただき、それを正しく使っただけのための同意書をとっているところでございます。また、今後、家庭で使う場合には、こういうふうな使い方をしましょうという、いわゆる危険なサイトへいかないとか、あるいは、時間を家庭でルールを作って、時間を守るとか、そういうふうなことも含めた同意書になっておりますが、そういうものも今後PTAも通して、集会等も通してですね、そういうふうなこともお願いしたり、直接家庭に持ち帰っていただいて、同意書を出していただくという形の中で、都度都度、お願いや指導をさせていただき

たいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今のタブレットの問題ですね、特にね、高学年はそんなにはないと思うとるんです。要するに低学年、1年2年ですね。そこら辺をね、よくまあ保護者なり子どもさんなり、よく指導をしていただいね。これによる視力の低下とか、もろもろの障がいとか病気なんか出ないように、指導をしていただきたいと思えます。それと、道の駅周辺の対策でございますが、今幸いにもね、この町内、個人的にと言いますか、そういった発生はしておりませんよね。今、今後ね、もうこのような感染症が発生をしないような、町民の方々も皆さん一生懸命消毒なりマスクなりして努力はされております。そういったことからね、ぜひ今後とも、このコロナ対策に対しては、よくよく、対策を練られて、発生のないように、私自身もそうなんです、それこそ、今現在、どこで誰がなっても不思議じゃない。ましてや、インド株、また新たな株が出てまいりました。そういったことで注意をしながら、生活をしていただければと思っております。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で佐々木議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後01時30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。通告順にお願いします。はい、6番大江議員。

○大江厚子議員

こんにちは。6番、大江厚子です。よろしくお願ひいたします。今日は3項目にわたって一般質問をいたします。国地方自治体のデジタル推進化について、学校給食について、そして新型コロナワクチン接種について伺います。まず、1. 国地方自治体の自治デジタル推進化について伺います。2017年日本経団連は、ソサエティー5.0に向けた電子政府の構築を求めると提言し、以降、デジタル革新を通じた国際協力の強化、ソサエティー5.0の実現に向けた規制制度改革に関する提言と、毎年立て続けのように、行政のデジタル化に関する提言を行ってきました。それを受けるように国は、2020年、昨年5月27日、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律、いわゆるスーパーシティーの法を制定、同年12月、デジタルガバメント実行計画を閣議決定し、自治体デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画が立ち上がりました。そして、今年、それら計画が依拠する包括的法律、御存じのようにデジタル改革関連6法案が5月12日に可決成立しました。

以上を踏まえた上で質問に入ります。まず、このデジタル改革関連6法案、この制定に関し様々な問題が指摘されています。特に、地方自治に関連して、次の4点かな、を伺います。まず一つ、デジタル社会の形成を図るための関連法案の整備に関する法、長い法、名前なんです、整備法っていうんですかね。は、行政機関、国とか地方自治体、そして独立行政法人、そして民間がそれぞれ持つ個人情報保護に関する法律を一本化するものです。地方自治の個人情報保護に関するそれぞれ積み上げてきたもの、主体性は失われるというふうに言われています。これについて町長はいかが考えますでしょうか。二つ目。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、自治体の情報システムが標準化、共

通化され、国のデジタル庁の一括管理の下に置かれます。情報システムの標準化の対象は何と17にも及ぶ、例えば児童手当、住民基本台帳、固定資産税とか、それから、この町が特に力を入れてます子ども子育て支援等、17にも及びます。こういうことがなされると、国と地方自治体の対等な関係という大原則がなし崩しになるのではないかと恐れています。いかがでしょうか。次、3番目。これも本当に危惧していますが、個人情報マイナンバーへ全てひも付けされ、国による監視に使われる可能性があります。利用範囲は、これまでというか当初は社会保障、税、災害対策であったものが、今後、職場情報、各種給付金、国家資格、健康保険証利用、運転免許証との一体化等広がり、個人認証や情報をマイナンバー制度に集約し、それを国が管理するという大転換が起こります。このことをどう考えますか。最後に、これまで個人情報は、いわゆる保護の対象だったものが、今後は、国や企業がそれを利活用しやすくするものに大転換されてきます。私たち基本人権は守られるのでしょうか。人権、基本的人権の侵害のおそれが出てくるのではないのでしょうか。町長いかがお考えでしょうか。大きい項目の2、町長、町、町長が発起人、顧問の1人として、自治体トランスフォーメーション協議会が設立されたとのことです。この会の設立の経過、目的、活動内容、民間事業者と自治体との関係について伺います。以上、お願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。大江議員のほうからまず国、地方自治体のデジタル化、デジタル推進についての御質問をいただきました。改めてあの特に個人情報の保護に関する、まず最初に主体性ということについて御質問をいただきました。本町の個人情報保護条例ももちろんそうなんですけど、従前から、もちろん法律に基づいてつくらせていただいているところがございます。今回の法改正特に一本化ということについて、具体的に、例えば本町のそういった条例の部分ですね、どの辺りをリセットしなければならないのかということについては引き続き精査をしていく必要があると思っておりますけれども、例えば、仮に当町独自で個人情報の保護についてさらに組み込まなければいけないというものがあればですね、当然、法律の下、本町としてその必要なものを条例に取り組めばいい。取り組めば、なんて言いましょうか主体性という意味ではあまり問題にならないのではないかなというふうに感じております。また自治体情報システムの標準化と共通化についてもお話がございました。これ例えばあの、転居等で地方自治体同士を移動するような場合のことを考えればですね、当然、公共自治体間同士の情報連携もスムーズになるようにすることのほうがメリットがあるということだと思います。そういった意味で、データというのは、やっぱりやりとりが出来て有効活用ができるというものですから、その意味において、どこかがやはり標準システムを音頭をとってつくるといことは、ある意味当然のことであり、重要なことだと私も考えておるところでございます。それを今回は国が主導的に進めていただいたということだと思います。またそれに基づいて、各地方自治体というのは、データ管理も適切に行わなければならないというふうに考えているところがございます。改めて、標準化についてはですね必要な作業ではないかと私は考えているところがございます。それから、個人情報のマイナンバーへのひも付けについて、特にあの国が、何といたしまししょうか、監視に使うということで、あるいは企業が利活用しやすくなるということについて、基本的人権の侵害になるのではないかとということでございます。この個人情報のひも付けあるいはマイナンバーへのひも付けですね、以前からそういう御指摘もあるとは聞いておりますが、こういった取組も全ては言ってみれば法律に基づいて行われているところがございますし、基

本的人権の侵害にならないような利用の仕方というのがまさに法律で定められているものというふうにも私も認識をしているところでもあります。最後にあの一個人情報が保護の対象だったものが、特に国が9割活用しやすくなる大転換だという御指摘がございました。大転換というかですね、特にこれ行政のICT化の中でも私もお話をさせていただきました。特に本町のように、これから過疎がどんどん進む中においては、町民の数も減るわけですから、行政主体そのものも、役場の職員の数をやっぱり減らしていく必要があるとまあ、これ議員と考え方が少し違うかもしれませんが、私はそういうふうに思っておりまして、だからこそ、人がどんどん減っていく中でですね、住民サービスを維持するためには、それこそICTのような技術をしっかり導入する。それは過疎地域にこそ求められているのではないかと私自身はそう思っておりまして、そのためにこそ、ICT化も、本町としてはしっかりと進めていきたいと思っておりますし、またDXの話もいただきましたが、このICT化技術を導入することによって、行政の在り方そのものも変わっていく、それは例えば、これまではどちらかという、申請主義といいますか、町民のほうから、こういうことをやって欲しい、あるいはこういう補助金が欲しいということと言われて動いていくというところから、逆に、様々な利活用できる情報を使わせていただきながら、行政のほうから逆にその人個人にとって必要な政策の提案であったり、補助金の提案だったりということをしていく、それが意味行政の中でのDX、デジタルトランスフォーメーションという考え方なのではないかというふうに思っております。もちろんその是非については、そういう行政というのが本当にいいのかどうかということは、それこそ議員の皆様のお議論もいただきたいところではあるんですが、いずれにしても、行政サービスを充実しようとするほど、やはりそのために必要な個人情報というのを行政としても、より把握をしていく必要がある。そこら辺がまさにどこまでか、そのサービスの充実と、あと、行政としての情報の把握というのはある意味連関、連携しているというか、関連をしているものだと思いますので、その是非については、引き続き議員の皆様からも御議論いただければというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。2番目の御質問でございます。自治体デジタルトランスフォーメーション協議会について、お答えをさせていただきたいと思っております。自治体デジタルトランスフォーメーション協議会、こちらは、令和3年3月29日に、本町と埼玉県戸田市、奈良県の田原本町を発起人として設立をさせていただいております。こちらの協議会でございますが、本町のデジタル専門人材の派遣元でございます、ITbook株式会社という会社が事務局ということで担っておるところでございます。ほか、3社で事務局を形成しております。6月1日現在、6自治体それから18の民間事業者が、本事業の会員となっております。この協議会でございますが、先進事例を持つ地方自治体でありますとか、DXを推進する企業で構成されておまして、ワーキングや意見交換、それから勉強会などを通して、それぞれが連携することで、会員自治体のICTを活用した住民サービスの向上、あるいは行政事務の効率化を図ろうというものでございます。5月28日に第1回目のワーキング会議を開催をし、次の3点について意見交換を行ったところでございます。まず、キャッシュレス事業による地域振興について。それから、高齢者におけるIT、ICTリテラシーの格差の解消について。それから、3番目に行政のDXにおいてアナログ手続を残すべきサービスはどの部分かといったようなそういう、将来に向けての行政サービスの在

り方について意見交換をしておるところでございます。今後も、本協議会を活用して、自治体間の共通の課題でありますとか、それから企業が持つやはり専門的な知見というのが大切になってきますので、それらをそれぞれ意見交換することにより、安芸太田町に適したDXの在り方を検討して住民サービスの向上、行政事務の効率化、こういったのに努めてまいりたいというふうに考えております。今後、DXを推進していく上で、公民連携により民間企業の製品でありますとか技術、ソリューションを实际導入していく、あるいは本格導入していく、稼働していく、そういったときにどういった課題があるのか、どういう解決、課題の解決方法があるのかというのを、共同で模索検証をするということが不可欠であると、不可避であると考えておまして、本協議会は、DX推進に向けた専門企業等との情報交換の場であり、今後も有効に活用できるものというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい。少し、私の危惧しているところと、何ていうのかね、温度差があるなというふうには感じました。まず、1項目目の中の1つ、最初の質問についてですけど。それぞれ、地方自治体そして国、独立行政法人、民間がそれぞれ持つ個人情報保護法が一旦、リセットされて一つの個人情報保護法がつけられるわけですね。ですから、例えば自治体によっては本当に、個人情報保護しようという姿勢の下で、例えばですね、自己情報コントロール権というものを設定しているところもあるんですね。また、当町本町においても、例えば、人種や思想、信条、犯罪歴、病歴などについては収集しないというのが明示されています。本町の保護条例において。そのように住民に接した自治体であればあるほど、情報というのは本当に保護しなければならないという、そういう歴史があつてこそ、その自治体の保護条例が確立されてきたと思うんですね。それが民間も含めた保護条例1本になると、民間に使いやすいように、言ってしまうとちょっと規制を取っ払ったほうがいいんじゃないか。それぞれの情報を匿名化するにしても、そのビッグデータを使いやすいように、個人情報を緩めたほうがいいんじゃないかっていう、意見も出てくるんじゃないかと危惧するわけです。ですから、町長がさっき言われましたように、今度の新法、新保護条例で保護情報で、広まるというよりはね、むしろ私は、保護されるものが狭まってくつていうふうに思うんですね、そこを危惧しています。その辺はどうでしょうか。それから、次の質問、自治体の情報のシステムの標準化、共通化そして、国への一本化ですけど、例えば、先ほども言いましたけど、子ども、これもだから全て標準化されるんですよ、いろいろな対象範囲が、先ほども言いましたように、いうものにプラス国民健康保険とか国民年金、障害者福祉、高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、そして子ども子育て。この町は子育てを重点に置こうということで、子育てに関してはいろいろな施策をされています。第2子以降も、保育料は無料化とか、子供医療費は支給するとかね、18歳までは支給するとか、高等学校の通学費の補助とか、まあ今年、出来ましたよね。そういうもろもろが標準化の中では落とされていくと思うんですよ。それは国がこれをカスタマイズしてもいいですよ、町でつていうふうになれば、それは認められるかもわかりませんが、そういう例外というのは本当につくらなくなると思うんですね、作っていけばこの標準化っていう意味がなくなりますので、そういう意味で、自治体独自の独自性、この町はこれでやってくんだ、これで移住者を増やすんだとか、ここにいる人々の福祉の増進を目指すんだとかね、そういう独自性っていうのが阻害されるんじゃないかと思えます。それについてもう一度お考えをお聞かせください。それから、2番の自治体DX協議会についてですけど、うーん、これほど行政施策に、これほど民間が事務局として入

るってということがどうなんかというふうに思うんですね、単なる技術提供ではなくって、そのデザインしていくと思うんですね、その町のこれからどうあるべきかっていうのを、それにこの事務局として、また連携団体等を団体としてこれほどの18民間ですかね、自治体よりも多いという中でどうという役割を、そしてどういう関係性をつくっていくのかっていうのが、とても心配するところです。で、先ほども言いましたように、この関連6法案は、例えばスーパーシティ構想とか、自治体のデジタル化に向けての根拠法になると思うんですね。それで、そのスーパーシティ構想とか、ここで言われている官民データ活用推進モデル創出等はまさに、私もちょっとよく分からないのでスーパーシティの構想についてもちょっと調べてみたりしたんですけど、まさに企業の利益のために、住民のデータを営利目的に利活用するものではないかというふうに思うんですね。今までは、それぞれの情報がそれぞれに、つながっていたものが一括、OSかな、一括基盤データでそこで一括されてそこへ、住民も自分の情報をマイポータルかな、で情報を届けますけど、それを使ってあらゆる企業が、それもちろん住民福祉に関してもそこから出すと思いますけど、あらゆる企業がそこから情報を取り出して、それを利活用するんじゃないかと思うんですね。その辺の危うさっていうのがあると思います。それから、個人情報の流出の危険性もあるんじゃないかと思います。本当につい最近ですけど、富士通の情報共有ツールに外部から不正アクセスがあり、外務省や国土交通省、などの個人情報が流出したというニュースがありました。東京五輪パラリンピック組織委員会の個人、個人情報がね流出したということですね。だから、うーん、どこがその情報流出をね、責任を持って止めるのか、それはもちろんそういういろいろセキュリティーは万全にされるとは思いますが、それでもこのすごいサイバー攻撃の中でどうなるか分からない。そのときに、このように企業が入ることの危うさというか、危険性はどうなるかというふうに思います。このような懸念がある中で、自治体トランスフォーメーション、DX協議会の顧問として、それらの危険性も含めてね、いやいやでも、これは進めていくべきじゃないかというふうに考えておられると思うんですけど、その辺のどのように取り組みようとしているのかをお聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。あわせてまして特に危険性について、御指摘をいただきました。もちろんこういった取組を進めていくからには、議員御指摘のような危険性についても十分配慮しながらというか、十分意識を持ちながらやっぱり進めていくというのは大前提だと思っております。その上で、もう少し例えば、個人情報保護の関係についても、具体的にどの部分がやっぱり引かかるかというのは、少しやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですね。先ほど御指摘いただいたような情報についても、今のじゃあこのデジタル関連6法案の中で、本町として個人情報保護を緩めなければいけない課題ではないと思うと、もちろん精査をしていくにしてもですね、今まで集めてないものを、この保護、個人情報保護の観点から、逆に集めなきゃいけないようなことには多分ならないわけございまして、その意味において本町として本当に必要なものについては当然、条例に盛り込んでいかなければならないと思いますし、今のこのデジタル関係6法案の中でも、それは十分対応ができると私自身は今考えてるところでございます。その上で逆に、いややっぱりここは控えるということが、ありましたら我々も当然精査をしていくつもりではありますが、ぜひ御指摘をいただければなというふうにも思うところでございます。加えて、同じようにですね、独自の取組というのは当然、この情報の標準化、共通化の中でもそれは当然進めていく話であって、逆に、各町それぞれがその特徴を持って取り組むことが、個人情報保護の観点で

制約を受けるということが、逆に私としてはなかなかちょっと、そう想像がつきにくいというかですね。何というんでしょうか、しかも、個人情報ができるだけ使われやすくしたいという、まあ使われやすくというか、住民サービスにつながるようにしたいという中でつくられてる法律が、住民のために行政を特徴を持ってやりたいと思ってる町の取組が逆に阻害されるというのが、ちょっと私としてはなかなか具体例が思い浮かばないもんですから、今のところはそういう、危険性というのはあまりないのではないかと、我々としては今感じているところでございます。そういった意味で、具体的な取組としてじゃどうするかといったときに、一つの方法として、この自治体トランスフォーメーション協議会をつくらせていただいたと。この中でいうと、もちろん、個人情報が、そういう悪い意味で企業さんに使われないようにするというのは当然のことでございますし、具体的にこの中で、様々な事業について企業のほうからも提案があると思います。こういう部分はIT化をすればもっと便利になるとか、それはまさにそれを期待してこういう協議会をつくるわけでございますが、最終的にそれを本当に本町の制度として進めるかどうかというのは、まさに行政が責任を持ってしっかりと決めていかなければならない、判断していかなければならないと思ってるところでございますので、改めて議員の御指摘もしっかりと頭に入れさせていただきながらですね、これから具体的な取組について、そうは言っても、あくまでも住民サービスをできる限り充実化あるいはコストを下げるという観点で我々としては取り組みたいと思っておりますので、そういう危険性もしっかりと認識をしながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

例えば、先ほど言いました自治体の情報のシステムの標準化、共通化っていうのは、国がこういうシステムで、例えば、例えばですけど、何がいいかな、国民健康保険、保険税、うちでは今度統一化されたので、ちょっと緩和みたいな形で出していますよね、個人に、そういうふうなもうなくなるとか、ともかく、国で、統一した、一本化されたものとして、システム化されるので、個々の自治体のそういう住民に対する配慮とか、そういうのが出来なくなるんじゃないかと恐れるわけですね。それこそがシステムの標準化、統一化だというふうに私はとらえているんですが、私自身は本当にこのこうやって、企業の要請のもと、自治体がデジタル化されていくっていう危惧は本当に抱いています。で、先ほども言いましたように、住民の持つ個人情報というのは保護されるべきであって、利活用されるものではないというのは本当に大前提としてあると思いますね。そして、このデジタル庁、国が設置しましたデジタル庁は、総理大臣直轄のものであり、全ての省庁の情報、システムを統括管理する強い権限を持っています。私もばーっと見たんですけど、かなりのデジタルに関してのかなりの各省の権限がここへ統一されるんですね、そして、その各省へは、管理とか統括とかいうのが行われていうふうになります。さっきも言いましたように、これはデジタル庁強い権限を持つ、直轄なので内閣府の直轄なので、本当に強い権限を持つというふうに言われています。さっきも言いましたように、マイナンバーが個人に個人情報ひも付けされ、そしてその上、自治体のコンピューターシステムが国に一元化されるということは、あらゆる住民の情報がデジタル庁に国に集約されるということになります。政権が住民を直でね管理することにつながるというふうに思っています。これは、もはや国から独立した完全に独立したあるべき姿、地方自治体のあるべき姿とは、遠い存在になっていくんじゃないかと思うんですね。そのように、中央集権の形になっていくんじゃないかというふうなことを危惧しています。先ほど町長も、議論

しながらというふうに言われましたけど、やっぱり、地方自治体の第1の目的は住民の福祉の増進ってことですので、その責任を持つ観点から、こういうデジタル化とかスーパーシティ構想については、住民やあるいは議会と十分に議論をしながら進めるべきというふうに思っています。これは余談とかあれなんですけど、このデジタル関連案、6法案が、その関連資料の中に、45か所の誤った記述があったというのは、最初の頃報道されました。で、誤った記載を説明するのにも、3か所ミスがあったという、そういう拙速なね、出し方だったなというふうに思っています。この法律が可決された際、28項目に及ぶ附帯決議が可決されました。いかにこの法案が問題があり懸念すべき内容であるかというのが示されたのではないかと思っています。法律家、法曹界や法律家や労働組合や市民団体からも反成立、反対の声が上がっていた中で拙速な成立だったというふうに思っています。今や情報を制するものが全てを制するというふうに言われています。全くそのとおりで、情報はどのようにでも、恣意的にできるっていうふうにお恐れなくはいけないと思っています。これについての質問はこれで終わりますが、最後に何かあればお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

改めて危険性についての御指摘であり、そこをしっかりと注意するよというお話だったのではないかなと思っております。そのことはしっかりと受け止めながら、ただ例えば標準化というものはどちらかという、おそらく標準化ですから、最低限これだけの情報はみんな管理して持つときなさいよというのが多分標準化なんだろうなと。その意味でいうと、これからまさにどういうそれぞれの、例えば今おっしゃった、国民健康保険の中のどれがどういう形で標準化されていくのかということはこの作業で、当然それは国から一方的に来るわけじゃなくて、各自治体にもそれぞれこういうデータを備えた標準的なものを用意しなさいという。その中身が議論されるときには、議員御指摘な観点をしっかり考えながらですね、我々としても国とは対峙をして意見交換をしながら、それはうちだけではありません、まさにこういう、自治体トランスフォーメーション協議会のように、いろんな自治体さんとも連携をしながら対応していかなければならないと思っておりますので、国ともしっかりとそういう対処をしながら、ただ、独立というよりもむしろ、我々自治体に足りないものは当然国に頼らなければいけないですし、国も、国だけでは仕事が出来ない、あるいは自治体のことを、尊重して取り組んでいかなければならないことだと思いますので、そういった意味においては、一方的に、どちらかがどちらかを支配するというのではなくてですね、あくまでも、我々としても、住民自治、住民へのサービスを充実するという観点から、言うべきことは言っていきたいなというふうに思っているところであります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

1についてはまた今後とも、質問させていただきます。次に、認定こども園、保育所を含む学校給食についてです。私のほうからは体制について質問します。学校給食、認定こども園、保育所を含む体制について、給食調理場の2011年度、平成3年度と2021年度、令和3年度の給食数、職員数、その中には、栄養士、調理員の正規職員、会計年度任用職員、あるいはそれ以前の非正規職員についての数をお知らせください。それから、私もちょっと調べてみたんですけど明らかに調理員の削減、あるいは非正規化

が見られます。なぜそういうことになったのか理由をお伺いします。それから、認定こども園あさひ、修道保育所は、2009年、平成21年度より給食特区として加計学校給食共同調理場で、調理した給食を外部搬入されています。筒賀保育所の給食は、今年度中には筒賀学校給食共同調理場で作られるようになります。認定こども園や保育所の乳幼児の給食やおやつは、児童生徒とはまた違った内容が求められます。特にアレルギー対応に関しては、年齢が低いほどやはり重要性が増してくると思います。認定こども園、保育所の献立作成と調理現場を専従で担当できるような町の栄養士を配置すべきではないでしょうか。4、給食は子どもの発育発達、教育支援、保護者支援等を重要な役割を持っています。単に食事の提供にはとどまりません。教育の一環としての意義と役割を考えるなら、町の責任は本当に大きいと思います。現在、2調理場が町直営、1調理場が民間です。給食調理場の体制について、今後どのようなお考えなのか伺います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいま、保育所、認定こども園を含む学校給食の在り方についての体制についての御質問をいただいたところでございます。まず最初の質問の学校給食の体制についてでございますが、調理場の職員及び食数については、2011年、平成23年度は栄養士4人、調理員21人、うち、臨時職員が13人、食数は約720食でございます。2021年、令和3年度につきましては、栄養士3人、調理員18人、うち、会計年度職員15人、食数は約580食となっているところでございます。この中につきましては、県費の学校給食の栄養士を、共同調理場の含むものでございます。なお、認定こども園とごうちにつきましては、調理業務については、委託をしておるところでございますので、食数のみの合算という形で、職員数は含んでいないところでございます。続きまして、調理員の削減についてですね、非正規職化等0、理由を問うというところでございますが、調理員の削減につきましては、ただいま申しましたように、これまで学校給食の統廃合に伴い、調理場についても、当時の3共同調理場から2共同調理場になり、統合を進めておるところでございます。また、児童生徒数の減少からも、食数についても減少していることから、実態に見合った人員を配置をしているものでございます。職員の採用につきましては、新たな正規職員の採用は行っていないところでございますが、今後の調理場の在り方についてですね、検討していることもあり、当面必要な人員については、会計年度職員をもって対応するというをしているものでございます。続きまして、保育所、認定こども園の栄養士の専従化の設置についてでございます。保育所の等の給食につきましては、御質問にもありましたように、修道、あさひは現在、特区で加計共同調理場で、調理をしております。筒賀保育所につきましては、これは基本的には同じところになりますので特区という形でなくて自営という考え方でございますが、10月より、筒賀共同調理場で調理を行うこととしているものでございます。栄養士につきましては、現状、筒賀保育所につきましては、週1日程度勤務の栄養士を配置しているところでございまして、共同調理場においては、学校給食の献立を基本に、学校給食の県費の栄養士により園児向けの献立作成をしており、10月からにつきましては、筒賀保育所においても同様の対応としているところでございますが、お尋ねの専従栄養士の配置については、筒賀保育所の栄養士につきまして、10月以降につきましても、本年度は引き続き雇用することとしておりまして、調理場の今後の運営、献立作成の連携などを図る上において、来年度以降の対応については引き続き検討をしまいたいと考えております。最後の学校、給食調理場の今後の体制ということでございます。学校、保育所の給食につきましては、子どもにとって、質問にもありましたように、

重要な役割を担っているということについては、当然理解をしているものでございます。また、それ以上に家庭での食事をきちんととることが、子どもの成長には欠かせないということもありますので、その点においては家庭と連携をとっていく必要があると考えております。調理場につきましては、加計、筒賀の共同調理場が直営、認定こども園とごうちが民間に委託しているところでございますが、今後につきましては学校の適正配置計画、就学前保育教育の在り方の報告にもあるように、安心、安全な食の提供、食育の推進、地産地消を進める中において、調理場の統合、民営化の検討など、共同調理場の運営について、様々な検討を早急に進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。給食調理員さんについては減少、そして非正規化ということで、今後も正職の任用は考えてないということだったんですけど、それは、ちょっと問題だと思うんですね。給食調理員は、本来は正規職員として、以前のように雇用、任用すべきだと思っております。給食に対する技術とか経験が本当に貴重なものであり、またそうした調理員を育成する上でもね、やっぱり労働条件の保障というのは必要だというふうに考えていますので、ぜひそれは考えていただきたいことだというふうに思っています。それから、先ほどもありましたけど、共同調理場の一本化あるいは直営にするか民営にするかということですけど、やはり、あの中で、在り方検討委員会の中で、本来は自園でやるべきじゃないかというふうな意見が報告として出ていました。それがすぐは難しいからという意味で、その共同調理場も考えてというふうにあったと思うんですね。わたしも今さら自園っていうのは、筒賀はまさにそうですけど、なかなか加計と戸河内については、加計も中学校は自園になりますけど、難しいかなと思っておりますので、それならば民間委託ではなくって、直営でやるべきだと思うんですね。安芸高田市は民間になっていまして、このコロナ禍で、委託した業者が経営不振で一つの調理場を閉めてしまったために、五日市からわざわざ運搬しているというような状況も起きてくるわけです。やはり町が、行政が責任を持って子どもたちの教育って給食っていうのはね、保障すべきだというふうに思っています。それから、栄養士についてですが、先ほど言われましたように週1の町の栄養士を10月以降も週1で、雇用を任用するってということなんです。私は、むしろ常勤にするべきだというふうに思うんですね。今、加計が、学校給食調理場は、県職、ここにも書いてありますが県費の学校栄養士が、保育所、認定こども園小学校中学校全ての給食の献立を手配し、管理をしています。筒賀共同調理場は、県費ではありますが、栄養教諭が給食を調理しています。しかし、10月からは、さっきも言われましたように筒賀共同調理場も保育所の給食も担当するようになります。つまり、筒賀の共同調理場の栄養教諭は、乳幼児から中学生までの献立を考え管理する、それを上に教諭として食育を進め学校の運営にも携わる、そういう、役割もあって、両立しているのはかなり困難だと思うんですね。で、加計共同調理場も、恐らく県費の栄養士さんにとっては、乳幼児の献立っていうのはかなり大変なことだと思うんですね。ですから、どちらにしても、筒賀も加計も大変な状況があるというふうに思います。ですから町費で乳幼児、だから保育所、認定こども園の子どもたちの給食とおやつについては、町費で専従の栄養士を任用して当たるべき、それもちろん3人での栄養士、それから栄養教諭、町費の栄養士という3人でのチームワークのっていうのは必要ですけど、やはり担当、責任を持つべき担当者、専従者っていうのは必要ではないかというふうに思っています。それはどうでしょうか。

○中本正廣議長

はい、園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいまいただいた御質問でございます。追加の質問といたしまして、正職の非正職化になっているのが、正職必要じゃないというところでございます。これにつきましてはですね、共同調理場の調理員だけでなくですね、技術労務職の在り方等についてのところにおいてですね、いろいろと検討なされているところでございますので、基本的には、その関連をしてですね、今後の対応を進めてまいりたい。いうところを考えているところでございます。共同調理場についてですね、民営化のことに付てでございます。安芸高田の例をいただいているところでございます。今現在認定こども園とごうちは、保育所は保育所の給食ということでございますが、外部委託をしているところでございますが、基本的には、その外部委託で保育所、こども園、専従のですね、給食をつくっていただいて、今なかなか人員がないというところにおいてもですね、例えば、忙しいときは市内のほうから人員をあげたりという形の中で、民間のほうが機動的に対応できるということもありますので、この点につきましては、当然、経費であるとか、民間の良さということも考えながらどういうふうな対応ができるのか直営がいいのか、民営化がいいのかということを含めてですね、今後も検討を続けてまいりたいと思っております。栄養士につきましてはですけど、今現在、栄養士、学校の栄養士につきましては、筒賀の栄養士につきましては現在、栄養教諭から栄養士という形の対応で変わっているところでございます。それで専従の保育所担当の栄養士というところでございますけど、基本的には、献立につきましては、一つの中でですね、同じ調理場の中で、当然中でラインは一部分けているところでございますが、保育所と学校の給食につきましては基本的なところは同じような形で給食をつくりながら、アレルギー対応であるとか、より細かな離乳食等の対応、いうところを、保育所のラインのほうでですね、対応しているところでございますので、基本的には、内容についてもですね、献立については統一化を図る中においてですね、献立をつくっていくというところであれば主体的であれば、学校の栄養士に主体性を持っていただいているところがあると思います。今後につきましては、1回この筒賀のですね、対応を、10月以降を順次、今現在の急に全てが変わるというところはいきませんので、引き続き雇用することにおいてですね、来年度以降の保育所についておる栄養士の扱いについてもですね、決めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、二見教育長。

○二見吉康教育長

ちょっと正確に補足させていただきます。筒賀の栄養職員についてなんですけども、栄養職員については、大きく分ければ、栄養教諭と、栄養士等、いろんな職種が、職名がありますけど、この2種類なんです。人事異動で変わりますと栄養教諭でない人が回ってくることもあるという意味で、今年度4月1日人事異動では、栄養職員の方が来られたということですので、どの調理場、あるいはどこの学校に来るかは人事異動によって変わってまいります。栄養教諭の資格持っている人とそうでない人ということですので、御理解いただきたいと思っております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私は栄養教諭という制度が始まってからは、大体、自治体に1人は栄養教諭がいるというふうに思っていましたのでちょっと意外でした。そういう人事の配慮があるのかなというふうに思っていました。最後に、特区を設定したときに経費節減というのが理由の一つに挙げられていたんですね。それはやっぱり子どもの給食に対しては、経費節減を考えるべきではないというふうに思うんです。教育や保育への取組は、各自治体の子どもをいかに大切に育てていくかという映す鏡であり、給食はね、それを示す物差しの一つだというふうに思っています。経費節減や事業運営のコストに判断基準を置くのではなくて、子どもの大切な心や体を育てていく給食、食育を目指すべきだと考えています。デリバリーについてもちょっとお伺いしたかったんですけど、ちょっと時間がないので、次に行きます。新型コロナワクチン接種についてです。佐々木美知夫議員の質問とかぶりますので、時間もありませんのでかぶらないところを質問します。先ほどもありましたように、かなり、特に第1期目の予約については、電話について混乱があったということで、その混乱、大変さを踏まえて、今後、65歳以下の接種のときに対応を踏まえてね、どのような工夫をされるのかということについてですが、先ほども電話回線を増やすとか、様々な支援をするというふうなことがありましたが、住民の方から、あらかじめ接種期日を町のほうで決めて、やまゆり検診のようにお知らせしてそこで調整してはどうかとか、年齢を、これはさっき町長が言われたと思うんですが、年齢をちょっと絞るというか、区切ってね、やってはどうかということもありました。それについては了解です。キャンセルしたワクチンはどうなっているのかについて一つお伺いします。それから、質問の3ですが、今回のワクチンはファイザー製薬のメッセンジャーRNAワクチンで、これについては安全性や、遺伝子操作によるものということに対する不信や危惧、副反応に対する恐れでワクチンを受けない人や、アレルギー体質で受けられない人もいると思います。ただ、接種をね、強制してはならないというふうに思っています。ワクチンを受けないことによるペナルティがあるのか、あるのなら、それについてどう考えていますか。特に、5月26日に、今年2月17日から5月16日までで、これはちょっとコロナ接種と因果関係をはっきりはしていませんが、85件の死亡例の報告があったというふうに言われていますので、やはり住民の人にとっては不安もあると思うんですね。その辺を、だから受けないという人もおられると思うんですが、その辺についてどうお考えでしょうか。はい。はい。お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、コロナワクチンの件についてお話いただきました。キャンセルをしました場合についてはですね、健康福祉課長のほうから話をさせていただきます。その上で、ワクチンを受けないことにペナルティなり、あるいは副作用が不安で受けられない方もおられるということについても、御指摘いただきました。改めてこのワクチン接種そのものはですね、ちょっと法律の話でいうと、本町としては新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定受託事務という位置づけでございますので、接種を進める、その体制をしっかり整備しなければいけないというのはこれは法律で義務づけられてる取組でございます。ただ一方で、このワクチンを接種するかどうかということについては、お話しのとおり、町民の皆さんについてはですね、これは強制ではございません。あくまでも任意で受けていただくということでございます。その点については私なりには広報のほうでも改めて触れさせていただいたところがございますし、よくよくお考えいただいた上で、接種については御判断をいただければなというふうに思っております。ちなみに副作用の話もいただきました。改めて、今月の広報でも、今お話があ

った、因果関係を決して証明されてるわけではないんですが、副反応あるいは最終的には亡くなられた方もおられるということも、今回の広報では改めて掲載をさせていただいて、そのことについてはお知らせをさせていただきながらも、改めて、今回のワクチンというのが、重症化を防ぐあるいは発症そのものを防ぐという効果があることやあるいは、特に高齢者がですね、現時点の新型株が、今最近若い人も増えてきているという話でございますので、だんだん状況としては変わってきてはいますけれども、当初の段階では特に高齢者に対しての危険性が高いということで、高齢者のワクチン接種を優先して先に進めているようなことについてもお話をさせていただいたところでございますので、しっかりと情報提供させていただきながら、町民の皆さんに御判断をいただけたらなあというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。質問の中でキャンセルされた場合のワクチンの取扱いについて御質問がありましたが、当日どうしてもやむなくキャンセルされる方もいらっしゃると思います。私もそうなんですけど、リザーバーというか、もしキャンセルされたときに、急遽どうですかというふうにですね、他、控えておるメンバーも何人かおるんですけども、そういうところも確認しながら急遽、急遽でもできる方については、それぞれ施設の方に無理を言ったりとかしながら、打てる方についてはお願いしてるということもありますけども、そうは言うてもまた、今日の今日というのはなかなか難しいところもありますので、場合によってはその1回分についてはもうやむなく廃棄というようなこともやはりございます。状況は以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

ここに来て国のタイトなワクチン接種ということで、ほんとに現場の医療従事者の人の通常業務を上回るね、業務について本当に心配しています。感染症に対する根本的な対応ということも、質問したかったんですが、もう時間がありませんので、私の考えということで、一つはやっぱり行政改革による保健所の統廃合の差ということで保健所の数の削減というのはやっぱり、こういう感染症の場合に大きく響いてるなというふうに思っています。保健所が少ないということは保健所の職員数も減少しているということで、大変な状況にここに来て、陥っているなというふうに思います。それから、地方の衛生研究所あるいは国立感染症研究所の予算削減についても、やっぱり、感染症に対しては、本当に響いた、大変なことだというふうに思います。それからもう一つ、コロナ禍以前から厚労省が進めていましたここでも話になりましたけど、公立病院の再編、病床の削減についてです。やはり、そして何とコロナ禍でも、この削減、再編が進められているということで、私たち、医療を受ける、それ感染症に対しての予防というのは権利だと思うんですね、住民にとっての、ですからそこはやっぱり行政改革を進めてはいけない部分、予算はしっかり、つける部分だと思いますので、1番住民と接して身近な、地方自治体の長が、町長が、やはり国に対してその辺の要望をね、しっかりするべきだというふうに思っています。以上です。

○中本正廣議長

以上で6番、大江議員の質問を終わります。5分間。換気で休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時33分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、8番田島議員。

○田島清議員

8番、田島です。引き続き一般質問に入りたいと思います。私は本日、防災、減災についてと、それから3月定例でも、若干質問しましたが、生活道路の維持管理についてということで、2問を通告しております。これに基づいて質問してまいりたいと思います。まず、防災、減災についてですが、私は昭和49年4月に消防団に入団をして、消防団員として47年間を今年の4月まで務めてまいりました。この47年間の中で最も辛い思いをしたのが、先ほどの今朝の一般質問の中にもありましたけども、63年災害の地元、殿賀地区の土石流災害こちらで、安芸太田町では死者14名、重軽傷者11名、全壊家屋が58棟という、自然災害に人間がいかに無力であるかということ、生涯忘れることはないと思っております。地球温暖化のせいという事も言われておるようでございますが毎年のようにこうした災害が起こる今日この頃でございますが、現在先ほど来もありますけども、コロナウイルスの感染症、こちらの大流行もそうした温暖化の流れにあるというふうな見解を示し方もおられるというふう聞いております。私の消防団の活動が約半世紀近くにわたる経験の中からですね、今後、半世紀をですね半世紀先の子どもたちにですね、安心安全なこのふるさとを残すため、今度は団員と共にですね、後援会としてこの地域を守りたいという思いから今回の質問をいたします。さて通告しております防災、減災の現状と課題についてですが、平年よりも3週間も早い梅雨入りということが発表されました。しかし、梅雨明けについては例年並みとかいうふうな報道があります。今後は水害の懸念もあり、以下の対応について質問をいたします。1番、危機管理室が昨年、創設されましたがこれ、創設から、今日まで本町における、災害等の危機対応への備えと現状についてお伺いします。コロナウイルス感染症の大流行は危機管理の対象か、こちらはですね、国が感染症対策としてやるということでございますが、住民の立場からいうとですね、町民の生命に関わることという意味では危機ではあります。したがってその危機管理の捉え方、スタンスについて若干お答えいただければという思いで質問しております。2番目として防災無線デジタル化の現状と課題について、今朝ほどもお答えいただいております中身で私のほうもいいわけですけども、復習という意味で皆さん同じ答えでも結構なのでお答えいただければというふうに思います。音声の明瞭化など、利便性について、利用者の反応について、情報入ってればお願いいたします。また住民が町外で受信機未設定の町内居住者の対応、SNSなどでの利用状況についての現状はどうか。3番目として、避難所施設の感染症予防対策について。消毒用アルコール、マスクなどの備品状況について、また避難所の換気扇などの設備の状況について、把握をされていますでしょうか。お答えください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。田島議員のほうから防災、減災についてまずは御質問ちょうだいいたしました。まず危機管理室を新設から今日までの対応ということ、加えて特に今回のコロナ禍の対応ですね、これについて御質問いただきました。危機管理室は昨年の夏から新設をさせていただきましてですね、今日まで本町における災害等の危機対応については、この危機管理室が、中心的な役割を果たしてきてまいりました。具

体的に自然災害への対応ということではこれまさに担当課でございますので、昨年の9月の台風接近以来、同月の大雨警報発令時、また最近では、梅雨に入ってからですね、注意報等も出ているところがございますが、いずれも、この危機管理室が中心になって、昼夜を問わず対応をしているところがございます。一方で御指摘のあったとおりでございます。より広い意味での災害対応というか、危機管理室というのはまさに町にかかる危機についての対応をしていくという部署でございますので、今回の新型コロナウイルスもまた当然、役割を果たしてもらっているところがございますので、この新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法が準用され、町としてはこの法律に基づく安芸太田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置して対応に当たっております。この事務局として、健康福祉課と危機管理室が両者、対応をしているところがございます。とりわけ危機管理室というのは、町全体の取りまとめ役ということですね、現場の対応については健康福祉課が中心になると思いますが、それ以外、町全体の対策についての取りまとめでは、特に役割を果たしてもらっているところがございます。PCR検査を初めとして陽性者に対する対応というのは、町離れて、これは従前からお話ししとります保健所のほうで今対応いただいているところがございます。本町の管内は、県の保健所のほうがその業務担っていただいているところがございますので、町としては、そういった保健所、あるいは非常事態措置に関する相互調整を県のほうでやっておられますから、そういった部署と連携を図りながら、役場全体で、その中には、この危機管理室が中心になってですね、庁挙げて、全体としてこの非常時を乗り越えるための対策をとらせていただいているところがございます。以上でございます。それ以外の質問については担当課のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは防災無線のデジタル化の現状と課題という御質問ちょうだいいたしましたので、こちらのほう、担当課長より答弁を申し上げます。音声の明瞭化など利便性についての利用者の反応はどうか、また住民票のない受信機の未設置の町内居住者の対応の状況はどうかという御質問でございました。まず、音声の明瞭化等なんですけれども、やはりデジタル化によりまして、非常に鮮明な放送になったというふうな御意見をいただいている状況でございます。しかしながら、一方で、これはデジタルのおそらく周波数帯ですとか何ていうんでしょう。遮蔽物に、非常に弱いというような性質上、だというふうに考えているんですけれども、天候等によって途中で放送が途切れる等の不具合が発生しております。これ、こちらに関しましては、現在も数は随分減ってきたんですけれども、危機管理室のほうに御連絡をちょうだいをしているような状況でございます。こちらの案件に関しましては、受信状況を確認した上で設置場所を変更していただくとか、屋外アンテナの設置をすとかという形ですね、改善を図ってさせていただいてるところです。この案件につきましては、誰か住民さんからですね、そういったお声をちょうだいありましたら、遠慮なく危機管理室のほうに申出いただければ危機管理室のほうで対応させていただいているという状況でございます。また住民票がなく、安芸太田町に住家等を所有されている方への防災行政無線の戸別受信機の貸与についてでございますけれども、安芸太田町防災行政無線固定系施設管理運営規則というものがございます。こちらに定めておりますとおり、戸別受信機の機械代3万2千円、1台ですね、3万2千円を御負担いただくことで、設置をさせていただいております。またですねSNSを活用した情報発信につきましては、現状ちょっとまだ未着手の段階ではございますけれども、防災情報はアプリと町ホームページの防災情報を連携させることというふうにしております。

現在直近の防災情報はスマートフォンお持ちであれば、御承知のとおり、アプリで御確認をいただけることが既にできるようになっております。また経過を含めた防災情報をホームページで確認できるよう準備を進めております。これは本年度、ホームページの更新を、現在行っているところでございますが、これに合わせて実施をしていく予定でございます。なおこの防災無線アプリや電話応対サービスにつきましては、広報5月号のほうでですね、方法等についてお知らせをさせていただいております。以上申し上げましたことから、町外からの通勤者や住民票をお持ちでない世帯、また2台目が欲しいという世帯等につきましても、いずれかの個人負担というのは必要となっておりまますが、補完できるのではないかというふうに考えております。それから3番目に御質問をいただきました避難所施設の感染予防対策ということで、まず、消毒アルコール、マスク等の備品状況についてということでございます。これにつきましては以前から御説明申し上げておりますが、在庫のほうはですね町民の3倍以上は、ゆうに保管しているというような状況でございます。今回避難所の感染予防ということでございますので、避難所開設時の感染症予防対策につきましては、避難所利用、避難所の利用者の安全と避難所運営において重要であると認識をしております。午前中にも1番議員さんのほうから御質問をちょうだいいたしましたけれども、これ常に危機管理室においてもディスカッションをしているところでございます。広域避難所に関しましては、換気扇等の施設設備に関して施設管理者において施設全体の点検含めてですね、故障等の対応はさせていただいております。そのほか、いわゆる一時避難所として使っていただいております、その他の地域が保有し管理されている集会所等の地域避難所に関しましては、地域で管理していただいているといったことから町としての設備点検は実施出来てないという状況でございます。コロナ禍で迎えました昨年度、広域避難所を開設した際には、マスク、手指消毒液、非接触体温計を避難所のほうに赴く職員がですね、持参をいたしまして、避難所名簿の作成とあわせまして、感染症対策の協力を要請し対応してきております。また実際には昨年度の避難者に関しましてはですね、避難所単位で多くてもやはり10人以内といった少数名でございました。本来であれば、もっと多数の方に一時的に避難をしていただくというのは重要なんですけども、現状におきましては、施設で密になっているというような状況はないようでございます。マスク、手指消毒の備蓄に関しましては、施設の配布個数を確認して追加補充を随時行います。また広島県からですね、配付していただいております。また、企業からの寄贈等も含めて今朝方もお話ししましたが、パーテーションでありますとか簡易ベッド、こうしたものも、十分な量を備蓄し、また集会所単位で配布できるものは積極的に配布させていただきたいと考えております。はい。いずれにいたしましても現在コロナウイルスによる緊急事態宣言がなされてる中、梅雨時期を迎えまして、避難所における感染症対策がしっかりとできるよう、危機管理室において準備を進めてまいりたいと考えております。答弁以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、お答えいただきました。コロナウイルス感染症分についても危機管理室が、事務局的なかわりでされているということで、そのようにまた住民のほうにも説明をしてまいりたいというふうに思っております。またですね、2番目のデジタル化の現状ということで、私のほうの家についております防災無線についても、今までは電灯のノイズとかがアナログのときは入ってたんですが、入らなくなって非常に明瞭になったかなというふうに思っております。がしかしですね、2週間ぐらいつけてから、順調に入ってたんですが、それ以降ですね、入らなくて10日ぐらいあいてみたりとか、5日ぐらい飛ん

でみたりとかいうふうなことで、これはぜひ、一般質問せえということなのかなと思って、この質問をして、また議会だよりのほうでまた皆さんにですね、こういうこともあるんだよっていうのを周知出来たらという思いでこの質問をしております。次に住民票が町外ということで、こちらで実際に活動されている住民の方がおられますけども、私もSNSとそれから電話ですか、電話での防災無線の状況等を確認しております。仮にデジタル回線がですね、うまく作動しなくてもそういうバックアップができるっていうふうな訓練にはなっております。今のとこですね。そういう意味ではいい設備になったかなということで若干の安心を持っておりますが、いかんせんちょっと今飛んでおりますので、また危機管理室のほうにお願いをして、アンテナは外部アンテナがついておるんですけども、どういうわけか今入っておりません。また対応してもらいたいと思います。それから3番目に質問をいたしました消毒アルコール、マスクとマスク等と、そして、さらには、換気扇については点検をしていただいておりますが、この質問しておりますのは、私の地元の高下集会所におきましては、換気扇がですね壊れておりまして、どうしたもんかなと思いつつ、そういった質問もしております。最後にお答えいただいております。パーティー、それからベッドの準備もいうふうなことで、着々と準備がされているということで、非常に安心を覚えたところでもあります。再質問ということは、今朝の1番議員のほうでしておられますのでしません。ただ最後にですね、最初に申し上げたように私は49年に役場に入るとき、消防団員になったわけですけども、49年の2年前47年、47年水害、今朝の町長答弁にありました水害、今は水害ハザードマップの話が出ました。その水害のですね、当時には私は高校2年生でしたので、加計にいうか、この安芸太田町にいませんでした。いうのは大野町のほうにいたんですね、夏でしたので、国道も鉄道も全て崩壊しておりましたので半年ぐらいこっちに帰れなかった。で、実家のほうもですね、避難ということでいうと寝たきりの祖母がおりましたので、こちらは戸板に乗せて、避難したというふうなことを聞いております。そういうことがありますので、この1番、今朝の町長答弁にありましたように人命を守るということが第1前提になるというふうに思います。ただ避難所の話も今、さしていただいたんですが、避難に当たって人命をまず確保し、自分の命を守るということが大前提になるわけですけども、こうしたハザードマップにあるような水害の場合はですね、避難場所へのルートっていうのが、普段のルートでは逃げられない。危険が及ぶということが、西日本災害のときに多く言われております。そんな場合における、避難の在り方ですけども、よくマスコミで言われておりますように、無理をせず、近所の家の方へ逃げこんだり、自宅の二階に上がったり、そして、そういった避難行動も大切になり、して、避難場所に逃げることだけ避難ではないということを、やはり地域の中でですね、ふだんから話し合っていく必要があるのかなと思います。それと最後になりますけども、消防団の47年間の経験から言いますと、消防団が最初、高下地区、自分の地元の部落ですけども、そこで一つの部でしたけども、消防団を退団すると、必ず消防後援会長になってたんですね、消防後援会長は出初式の後、宴を催してお酒をたっぷり振る舞うと、酒が飲めないと会長になれないということがありました。だから、意識がなくなるまで飲まされていたことを思い出します。で、年末警戒等にあつては女性会のほうが、昔は婦人会と言いましたが、うどんをつくったりして、コミュニケーション、そういうコミュニケーションがとれる中で、地域のコミュニティーが出来てるんで、そういった災害があったときに、隣同士助け合って、避難するっていうことが出来ていたのかなということを今にして思っております。私今退団するまでに、いろいろ合併を繰り返して、最後が殿賀、それから、木坂方面の浄善ですね、それから加計の土居、土居滝本ですね、そこが一部1分団ということで、一つの分団になったわけですけども、後援会という形では組織が、今はコミュニティーとしては成り立っていないのかなと

いう意味では、こういった災害のときの避難の体制に何らかの影響があるのかなということ非常に危惧しておりますので、そういったところを今後ですね、何か手だてがあるのであればですね、考えていきたいなど。そういう意味では前回の一般質問で申し上げましたけども、女性団員、女性消防団員の声掛けというのは年寄りにはよく応えるのかなというふうな意味で、前回は申し上げたところです。この防災、減災については、以上で質問を終わっていききたいと思います。

続いて2問目ですけども、生活道路の維持管理についてです。こちらは3月定例議会でも質問しました法定外公共物、国道、県道、町道以外の道路ですね、そういったものを初めとして、維持管理の中で最も身近である里道については、各個人が自分の関係する利用する道路について対応して、草刈りとか道うちとかですね、石垣が緩んだら直したりとかいうふうなことをやってるのではないかというふうに思います。これがいわゆる、災害対応でいうと、自助の部分になるのかなというふうに思っております。各集落でのお盆前の草刈りなどについては共助という定義になるのかなということで思っております。まず今回の質問ですけども、公道である町道等についての対応についてお伺いをいたします。1番目に生活道路では、通勤通学などの利用頻度が高いところですが、陥没、落石の把握などの対応、路肩の危険箇所など応急対応箇所のデータ化、または関係機関への周知方法について。それから2番ですが、除雪対応など交通量による優先順位があると思われませんが、周辺集落では生活道として欠かせないものがあります。緊急車両通行確保への対応について。3番目に通学路においては、国道、歩道の利用もあります。またシニアカーの安全運行、通行利用者に対する対応部署については、どちらに申入れたらいいのかということをお答えいただきたいと思っております。

○中本正廣議長

武田建設課長

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。3点質問いただきました。まず1点目ですが、生活道路の陥没落石、把握と対応、関係機関への周知方法ということですが、町道の陥没落石などの把握状況につきましては、通行車両の皆様の方からの情報や、また町の職員が、町内へ外勤する際に確認いたしました情報を基に、状況を把握いたしております。その後、職員が現地に出向きまして調査を行いまして、調査データを作成いたします。状況によりましては、加計支所、筒賀支所、建設課で共有を行いまして、その中でも状態が著しく悪く、交通に影響を与える場合などにおきましては、通行止めを行っております。この際には、の周知方法ですけど、防災無線により皆様に周知を行うなど、関係機関へも周知を行っております。また、今役場の中ではサイボウズといたしまして、庁内の職員で情報共有などのスケジュールを組んだりとか、確認ができるシステムがございますので、その中で職員には報告をするようにしております。経過観察が必要な箇所につきましては、それぞれ経過観察を行いまして、修繕が必要な場合、こちらにつきましては簡易なものにつきましては維持、年間維持の工事のほうで対応いたしております。また規模の大きいものなど、災害などにつきましては、補修工事の予算を確保いたしまして対応を行っております。周知方法ですが、先ほどの無線もございませうけど、ホームページとか、事前の周知看板、事前に、地元への周知のチラシなどでも対応いたしております。続きまして2番目です。除雪対応など、緊急車両確保への対応でございます。除雪の対応となりますが、この期間といたしましては、原則、12月の初旬から翌年3月までを工期としております。時間は、基本、朝、5時から夕方5時までの作業時間としております。積雪の深さにつきましては、15センチ以上を超えると、作業を開始しておるところです。作業開始時間につきましては、先ほど、基本時間はあるんですが、天気予報などを確認しな

がら、場合によっては、役所の担当と、業者の担当の方で協議を行いまして、多く降ることが想定される場合におきましては、時間を変更して早めに対応したりだとか、また夜、もう一度除雪を行ったりだとか、対応してございます。優先順位につきましては、車両の保管の場所のこともございますが、基本的には、下流から上流へ向かって作業を実施させていただいております。特に昨年度、1月中旬の大雪の際には、近年最大級の降雪でありました。期間も長く、町内各所で交通状態が麻痺したことございました。住民の皆様、通行車両の方へ大きな影響を及ぼしたところです。基本的には、通学通勤時間に間に合うような作業が基本でございます。天気予報を確認しながら、また、業者の方と密な連携をとりながら、作業効率のよい、除雪を行いたいと心がけております。これらのことを実施いたしながら、緊急車両を含む通行車両の通行の安全の確保を行うよう作業に取り組んでまいっております。続きまして3番目ですが、通学路、シニアカーなどの対応部署はどこがどのように対応するのかということでございます。対応部署につきましては、道路管理者であります。近年では、シニアカーを利用される方も増えているため、路線によりましては、山の奥のほうのところはまた別となりますが、利用が想定されるような箇所におきましては、シニアカー目線で、利用される方の身になって、路線の整備や除草をして、行うよう、道路管理者、国などと、県ですね、のほうと協議を行いながら進めておかないと思っております。なお1番と3番、箇所について具体的な箇所が、お教えいただくのであれば、別途現地を確認させていただきながら、方法を検討したいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○中本正廣議長

はい。金升加計支所長

○金升龍也加計支所長

失礼します。1月の除雪でですね、事故の報告といえますか、お詫びがてら報告をしたいと思えます。月の子の除雪作業中にですね、除雪車両が3回ほど、谷へ転落、脱輪するような事故がありました。代替車両を手配するのに相当な時間を要したこと、また、他路線の除雪をですね、後回しにするなどの対応をした結果、該当の沿線の皆様には大変御迷惑をおかけしました。大変申し訳ありませんでした。除雪作業者様にはですね、オペレーターが不足するなど厳しい状況になっておりますが、今後は事故なく除雪作業を進めるようお願いをしているところでございます。また有事の際には沿線住民様向けに防災無線等で周知を図ってまいります。どうぞよろしく申し上げます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい除雪にあたりましては大変、大雪ということで大変な御苦労があったということで、月の子のお話も出ましたけども直接私も、本人とお話をさせていただいたところですけども、連絡をしたら、しておいたら、連絡業者のほうから連絡に来ていただいたということで、しかもそれが夜中の12時半に来てもらったというふうなことも聞いておりますので大変な御苦労があったんだろうなということを感じております。ただここで大事なのはですね、1番3番ともにですけども、連絡ですね、連絡体制、御本人に出して月の子の場合で言いますと、6日間、自宅の家の方に、車が入れなかったということでございます。たまたま緊急車両が必要な事態にはならなかったんでよかったんですけども、そういったこともあったということですが、その現状についてですね、早めに当事者の方に連絡をいただいて御理解いただくという、ところがですね、大変だったというのは分かるんですけども、必要なだったんかなということをお話を本人と話して感じたところでございます。この質問の事項の2の生活道路の管理についてであ

りますけども、以前ですね、同僚議員の中からですね、こうした道路の管理状況に関わらずですね、いろんな住民からの要望に対する、町の受け止め、受け付けですね、そういった部分をどのように対応していくのかということで、システム化の話もされて、一般質問の中で回答されておるところを、今思い出しておるところでございますけども、これについてはここで質問のやりとりを答弁するの中については、予算を伴うものを中心に答弁をしていただいておりますところが多いんで、その優先順位をつけて翌年度の予算をつけれるか、つけれないかというふうな形での回答を共有化してるんですよっていう、中身だったかなというふうに覚えております。私が思いますのはそういったこともなんですけども、いわゆる、3月の一般質問しました。里道対応、例えば、原材料費を今日提供して、町が負担をしながら個人が、手仕事で直していただくとか、そういった自助共助みたいな形ですね、信頼関係というのが築けたほうがですね、よりベストなんかなという意味で今回のこの質問を私は取り上げております。そのためにはですね、システム化ということでもありますが、例えば議員がいろいろ町民から聞いて私自身もいろいろお願いを町のほうにお願いしたりして取り組んでいただく部分も多々あるわけですけども、そういったものがですね本来の在り方ではないと思うんです。ですから、町民の方が相談に来られて、その相談事について、聞き取りをして、それをデータ化して、誰でも、例えば、田島が何月何日に、どういう相談で来てますよと。また2回目来られたら、何月何日の相談のことですかというふうな受け応えをするっていうことは私のことを、やっぱり取り組んでくれてるんだなという信頼関係っていうのができるのかなというふうに思います。そのことをまた担当が変わっても、そういうデータを共有化しておればですね、その協働のまちづくりではないんですけども、そういう信頼関係が、行政と町民の間に出来ていくのではないかなということで、そういう意味での質問していけたらということで上げております。と申しますのは、私もサービス業ということで自動車道のほうの道路サービスの戸河内インター、三次インター、高田インター、千代田インター、経験してきましたけども、戸河内インターで言いますと1日800台を処理するぐらいになるかと、昔はそれぐらいあったと思うんですが、苦情が1台あれば800分の1、事業者のほうから言えばですね。ですが、お客様に対しては、会社は徹底して一対一の対応を指示しておりました。1分の1ですね、お客様にとっては1分の1、ということで町政も現在5935人。5935分の1の要望であっても一対一の対応ということで、みんなが取り組めたら、そういった信頼関係が取り戻せるのではないかなということで思っております。特にですね、よく言われる予算がないからっていうのは禁句ではないかと。同じ、ほかにも同じような、あなたと同じような要望がたくさんあるから出来ませんよってなるのではないかなというふうに思います。そういった町民一人一人の信頼を得るためには、データ化による共有化、誰々さんが明日行きたいんだがって言われたら、その人のデータを何日と何日にどういった相談をされとる方で、誰が対応してます、そこはどこまで出来てます。こういう方向性があります。例えば、やりたいんですが出来ませんとかいうんでも、ただ覚えていてくれるっていうだけで、随分違うんじゃないかなということで、以前の一般質問に対する回答では、そういうデータ化を共有化したいというふうな回答があったんですが、現在の現状についてどうかなということで、何らかお答えがあればお願いしたいと思います。

○中本正廣議長

武田建設課長

○武田雄二建設課長、

はい。以前の回答で、そういうのがあったようですが、今ですね、パソコンの中に加計だけで見れるもの戸河内だけで見れるもの、筒賀だけで見れるもの、全部で見れるものってあるんで、その中へで

すね、加計も筒賀も戸河内も、建設課の中でも見れるし、よその課でも見れるしっていうものがあるんで、その中へ、今の調査データを保存させていただいて、そこへまた一覧もつけて、どこまで今進んでるとか、というようなのを、はい、今後検討したいと思います。今では申し訳ないんですけど、加計、筒賀、戸河内でそれぞれで管理をしていて、よっぽどひどい通行止めとか先ほど申し上げたようにそういう時は共有してるんですけど、それでなければ皆、はい、経過観察程度の皆、加計と筒賀と戸河内それぞれが分かるようにしかなってないんで、ちょっとその辺の方法を、ちょっと支所と一緒に話をしながら検討してみたいと思います。はい。よろしくをお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。町道の、道路維持管理について今、建設課長のほうからお話をしたとおりなんですけど、翻って町全体で考えてみますと、確かに以前も答弁させていただいたように、要望としてあるいは要請書みたいな形で出していたらいいものについては、基本的にはデータ化をして、管理をするという取組をしているんですけど、そうではない、日々の職員それぞれが対応していることについては正直そこまでのことはしてないと思います。もちろん担当として対応したけれども、町全体で共有しなければいけないことについては、今も引き続き文書化をして、それがそれぞれの担当課あるいは最終的に私のところにも上がってくるものは当然あるわけですが、それがじゃあどれだけ直接他の課と関わりない案件についてどこまで出来てるか。あるいはまた、課の中で仕事は閉じるんだけれども、それが自分の記憶だけであって、後々の部署引き続いたときにどういう形で残ってるのかということについては、正直そこまでフォローが出来ていないところがございます。どこまでそれを進めることができるか、議員の御指摘のとおり理想としてはやはり、6000分の1ではなくて一人一人しっかり対応していくということだと思いますが、それをじゃあどこまで共有化することが重要なのか必要なのか、できる限り進めていくべきとは思いますが、少し庁内で検討させていただければというふうに思っております。いずれにしても、御指摘ありがとうございました。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

行政の皆さんは私たち議員の活動のですね、傾向とその対策について非常に研究されてですね、また、あそこの質問しよるなっていうことで、非常に真摯な御回答をいただいてですね、非常に助かっておりますけども、町民の中にはですね、議員を通じて要望出せば、何とかなるんだというイメージっていうのが、いまだにあります。私は非常に本来の姿ではないと思いますので、議員を通さなくても、振興会なり、そういったところを通して、要望、問題解決をしていただくのが理想的な行政の在り方なんではないかというふうに思っておりますので、さっき言いましたような手法をですね、取り組むことで町民との信頼関係をつくっていただいて協働のまちづくりを進めていただきたいということを、最後に申し添えて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で、8番、田島議員の質問を終わります。3時半まで休憩といたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を行います。2番齊藤マユミ議員。

○齊藤マユミ議員

失礼いたします。2番、齊藤でございます。今議長の許可を得ましたのでマスクを外させていただきます。ちょっとぜんそくの持病を持っておりますので、ちょっと苦しい面がございますので、よろしくお祈りいたします。長らくこういう場にですね、出すことを、は出来ておりませんので少し緊張はいたしておりますけど、また、通告の内容的にもですね、もっと詳しく通告すればよかったなということで、後で反省はしておりますがどうぞよろしくお願いいたします。第1問目にですね、安芸太田町の未来についてと、大きく題を掲げました。橋本町長誕生から1年が経過をされました。初めての予算編成もされ、コロナ禍の収束もしないときなので大変だと思っておりますが、これから橋本カラーに変えていかれようとしています。また、今年1年が正念場と捉えておられます。みごといい色を付けていただきたいと思います。ここで、橋本町長が所信表明をされておりますことを、抜粋を今一度させていただきます。安芸太田町の真ん中を流れる太田川、広島市民にはなくてはならない存在。上流には溪谷特別名勝三段峡があり、恐羅漢、深入山、井仁の棚田や筒賀の大銀杏、龍頭峡や温井ダム、吉水園に花の駅公園などすばらしい観光資源が揃っています。山には豊富な森林資源もありますし、祇園坊柿や棚田米、栃の実や山菜、ヤマメなどおいしい食材も豊富にあります。これほどすばらしい資源があるにも関わらず、安芸太田町の衰退に歯止めがかからないのは、幾らすばらしい資源があつたとしても、いつも同じ視点や考え方で捉えていては、新しい魅力に気がつくことが出来ないのではないかと。新しい魅力を生み出していかねば、いつかは飽きられてしまうのではないかと。それらのすばらしい資源を再発見し、違う視点や考え方により、新しい魅力を見つけ出すことこそ、私が考えてきた新しい風であり、その風によって、安芸太田町を活性化させることが果たすべき最大の役割と考えますと、いうことで、安芸太田町を変えるために、七つの約束というものを挙げられておられます。1番目に、町の人口維持にこだわります。人口維持大作戦。2番目に、住民と役場の協働のまちづくりを実践します。3番目に、自然を生かした産業振興、特に観光、林業、農業を進めます。次は、ワンコインタクシーなど便利な公共交通システムを築きます。次に、専門家の配置など、災害対策、危機管理能力を高めます。次に、自然を生かした特色ある教育を推進します。次に、小型バイオマス発電誘致や、地産地消の推進など、地域循環型社会を目指します。という7つの約束を掲げられております。コロナで大変な時期でもございましたでしょうが。これまでに、やってこられました成果なり、また今後どのようなお考えをお持ちですか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、齊藤マユミ議員のほうから、まさに1年たったことについての御指摘というか御質問というか、私なりに今の齊藤議員に読み上げていただいたことを思い出しながらですね、私も1年たってあらためて初心に戻って頑張らなきゃいけないなということをあらためて思わせていただきながら御質問を聞いていたところでございますが、御指摘のとおり、先月の24日です、町長就任から1年が経ちました。この期間というのはたまたまといいますか、日本中もこれも御指摘あつたように、新型コロナウイルスの猛威にさらされた時期でもありましてですね、私にとっては、町長としても初めてでもあり、また、全国的にも、この新型コロナウイルス初めての経験をするという二重の意味での初め

での経験をさせていただきながら、私なりに、いろいろもがきながら取り組んできた思い返すと、あっという間の1年でもございますが、そういう機会でもございました。議会対応そのものも、そういった意味で初めてということもあってですね、不慣れな部分もあり、御迷惑をおかけしたところも多々あったかと思っております。改めて、この間の議会の御指導にも感謝を申し上げたいところでございます。その上で、振り返りながら今後の展望ということでもございましたので、あわせて話をさせていただければと思うんですが、御指摘のように、新しい魅力を見つけながら町の魅力を高めていく、具体的な七つの約束というのをさせていただいて、取組を進めてまいりました。その意味では先に、協働のまちづくりのほうから始めさせていただきますが、住民と役場の協働のまちづくりを進めますと、具体的には何をしたかということ、まずはその協働のまちづくりを進める意味で、町民の皆さんの声を私自身がしっかりと受け止めなければならぬという思いで、地域懇談会を開催をさせていただきました。これ行政報告でもさせていただきましたが、1年経って一応、各自治振興会一巡をさせていただいて、全部で43会場、700人以上の皆さんに御参加をいただいて、様々な意見や、地域の課題についてお話をいただいたということでございます。また自然を生かした産業振興という意味では、特に、観光について力を入れるという意味では、昨年の夏から道の駅の再整備事業について、最加速をさせていただいているところでございますし、また、林業、これとりわけ新しい魅力、新しい取組ということで、私も少し関わっております自伐型林業、これを町でしっかりと根づかせていきたいという思いもあって、その自伐型林業の担い手を育成する、そういった事業についても、今年度から始めさせていただこうというところでございます。また公共交通、これ残念ながら、ワンコインというわけにはいかなかったんですが、700円の定額で町内どこでも行けるというタクシー助成制度、昨年度は実証実験という位置づけでさせていただきましたが、これおおむね好評だったということもあってですね、今年度はぜひこれを制度化したいということで今準備を進めておりまして、10月、今年度後半10月くらいからは、これ制度化ということで進めるべく今準備をさせていただいております。また危機管理室の件も、本日も縷々答弁をさせていただきました。改めて、災害対応、危機管理、重点化するということで、危機管理室をつくらせていただきました。専門家というよりは、まずは庁内の経験者を採用して、その人間を専門家として育てようということを進めているところでございますが、これ引き続き職責を果たしていきたいと、もらいたいと思っております。さらに、自然を生かした特色ある教育ということで、これはまた私なりの新しいアイデアということで、森のようちえんいうことをぜひ町内で進めていきたいということで、今年度も調査や、あるいは視察についての予算をとらせていただきまして、町内でどういった形で具体化ができるのかということ今年度はしっかり検討していきたいと思っております。最後御紹介いただいた小型バイオマス、あるいは地産地消、これは実は具体的な取組はこれからの課題だと思っておりますが、特に小型バイオマスについては、二、三、問合せなり、企業のほうからも接触があるところでもございますので、まずは、担当課で検討させていただきながらですね、4年の間に具体化を図りたいと思っております。以上申し上げた取組が最終的には町の人口維持につながっていくというのが私なりの人口維持大作戦という形でまとめたアイデアでございました。残念ながら昨年度の町の人口変動、途中段階夏頃はですね、特に移住者とそれから、逆に街へ出る転居される方の人数を比べると、移住される方のほうが多かった状況が何か月か続いてたんですが、最終的に年度を通じて見てみると、残念ながら15名の社会減に終わっているところでございます。人口減少率もこの前、国勢調査の結

果が出ておりました。県内ではワーストの5年間で11%減という大変厳しい結果が続いております。残念ながら、コロナ禍で人口の一極集中という流れは変わりつつあるとは思いますが、思いますし、また町へのですね、空き家の問合せ、引き続き続いておりますので、流れは変わりつつあるのではないかなと思っておりますが、それをまさに結果として出していくために、改めて私自身もですね、この定住対策、特に空き家の確保ということについては、今年、しっかりと取組をさせていただきたいと思っております。ただまああの振り返ってみますと、1年前、それこそ、さらに言うと、昨年度の冒頭ぐらいですね、まさに、まだコロナ禍がそこまで進んでいない、あるいは5月に選挙があるという状況でなかったあの時期、私が人口維持対策で取りまとめた頃というのは、どちらかということですね、本当に過疎が進む地域、これは安芸太田町に限らず、日本全体の中山間地域が過疎で厳しい状況。当時消滅可能性自治体なんていう言葉も飛び交っておりました。だからこそ、安芸太田町自身も人が減るのかもしれないとか、あるいは過疎はもう逃れられない運命だみたいな雰囲気があったように思いますし、だからこそ当時私も新しい魅力をしっかり出してですね、この安芸太田町の魅力を皆さん知ってもらって、どんどんこう来てもらえるような、そういう環境をつくるべきだという思いで、まとめたいたんですが、1年経って、実はある意味相当状況が変わったと思っております。それは先ほども申し上げたように、コロナ禍によって、今でも、今のこの安芸太田町今の現状でもですね、安芸太田町に住みたい、だから空き家がないかということの問合せというのが、相当程度ございます。その意味では、もちろん私としても新しい魅力を発見をして、その価値を皆さん知っていただくということはしっかり取組みたいと思っておりますが、実はそういう新しい魅力を打ち出さなくても、今の現状、この安芸太田町そのままの魅力でもですね、十分多くの皆さんは、本町に魅力を感じていただいて、実際住んでみたいと思っておられる方がたくさんおられるというのは、私自身もこの1年を通じて改めて感じているところでもございまして、逆に言うと、そのことを町民の皆さんにもしっかりと御理解いただき、町民の皆さん自身に、もっと本町についての自信を持っていただくというのが、加えての私なりの大きな役割でもあるというふうにも今感じているところでもございます。ちょっと長くなりましたが、改めて今年、私自身の予算も組ませていただき、また機構改革もさせて、進めさせていただきました。全ては今申し上げた、7つの約束を実施して、最終的に本町の人口を維持していく、そのための取組を進めるための体制ということでございまして、それを、役場職員にも、それぞれの立場立場で役割をしっかりと認識してもらって仕事を進めてもらいたいというふうにも思っておりますし、私自身もそれを後押し、バックアップをさせていただきながら、繰り返しになりますが、とりわけ特に人口維持の部分で、空き家の確保などについてはですね、私自身も直接かかわりながら進めていきたいなというふうにも思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

齊藤マユミ議員。

○齊藤マユミ議員

はい。今、人口維持を特に頑張りたいということをおっしゃってます。7つ挙げてらっしゃる中の一つにですね。今おっしゃった住民と役場の協働のまちづくりを実践しますということで、町内を、町長自身が一巡をされて、いろんな要望なりをお聞きをされたと思いますが、私一つ提案してみたいと思うんですが、確かに町長も安芸太田町はあまり年数が長くございませんから、さほど詳しくはないんじゃないかとは思いますが、役場の職員の方もですね、恐らく私は地域周辺部というのはほとんどね、知らない人が多いんじゃないかと。特に若い人たち、入られた人たちというのは余りそういう

状況に目にされてないと思います。私以前から思ってたんですが、役場の中です、バスも持ってらっしゃいますことですから車もマイクロバスね、班別に分かれましてね、ましてや今、横の連携も図りたい、縦の連携も図りたいということもおっしゃってますので、何人かのグループです、グループをつくりまして周辺部の視察、若い人たちにしっかり周辺部を見ていただきたいと。今の空き家にしてもですね。やはりそういう空き家はたくさんございます。回ってみますと、悲しいかな、地域にあるものについては非常にね、ちょっと言いにくい面もありましてね、そこら辺をどう対処したらいいもんかなど。崩れかかるとるものをですね放置するのも非常にみすばらしいことですし、そういったところを、行政の若い人たちでも町内をくまなく見て歩かれて、空き家でもそうですが、道路でも山でもいろんなこの気付きをですね、小グループで回られて、意見交換をして、何かいい方法はないかなというような、対策もやっていただけるといいんじゃないかなというふうな私は前からそういうふうに、町民でもですね、周辺部というのはね、余り分かってないです。ほんとね、大変な状況もあるなどというのは私はもう大分気づいてきましたけどね。それはそれで皆さんそこで以前からずっと生活をしてらっしゃる逃げられない状況の素敵な場所ですからね。そういうところ、いかにしたらいいかなというようなこともやっぱりこう、皆さんで対策を練っていただき、いい方法はないかというように行政として練っていただければと思います。そして特に町長は観光に力を入れるということで、今道の駅を精力的にやるとおっしゃっています。道の駅もちろん観光の大事な一つなんですけれども、町内を見渡したときにですね、安芸太田町に観光に来てくださった方が、自然によって癒やされて元気を受け取って帰っていただき、また訪れていただく。安芸太田町を好きになっていくためには観光、観光客のですね、受入れ体制をしっかり組んでいくよう、いく必要があるのではないかと。道の駅ばかりではございません。私が特に申し上げたいのは、恐羅漢、深入山、三段峡はもちろん温井ダムもあります龍頭峡もありますがそういった自然のすばらしいところがいいところがあるんですけれども、そういうところがなかなか、打って出るということがなかなかのようでございますので、こういうところをしっかりとですね、もうちょっとやっぱり力を入れていただきたいなと思いますし、そして受入れ体制ですね、やっぱり観光客を受け入れる受入れ体制、例えば町の指定管理でありますから、名前を挙げてもいいと思うんですが、いこいの村ひろしま、深入山グリーンシャワー、グリーンスパつつが、そこらあたりはですね指定管理で管理料を払ってですね、管理をしていただいているんですが、満足のいく管理では、私はないと思います現状は。昨年ちょっと昨年の暮れでしたか、町長とちょっとお話する機会がございましたので、いこいの村はどういうふうに今なってますかという話をちょっと伺ったことがございます。そのときに、今年1年をかけて、この令和3年でしょうけども、1年をかけて売却の予定のお考えで順次、議論していきたいと思っておりますということをお話をいただいたような気もいたします。けれども、現在に至ってはですね、そういう議論がどういうふうになされてるのかわかりませんし、ましてや1番大事な地域の地元へですね、どういうふうにするかというようなこともやっぱりちゃんと報告をしていただいたり、地元との調整もできるだけやっていただかないと、これは全く円満な方向に私はいかんのじゃないかと、即座にはいかないと思います。全体を通しまして、まず私1番その観光ということが気になりますので、そのことについて、いま1度触れていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて幾つか御指摘なりいただきました。観光の前に一つ、特に若い職員を含めてですね、町

内全体を回るあるいは特に、1番その外周部といいますかですね、なかなか行けないところも含めて回っていく、そのことによって、またいろんな知恵なり出していくというような御指摘もいただきました。私自身も、今は特に地域懇談会の場合には私はまず出向かせていただきましたが、回りながらですね、私だけが話を聞くのではもったいないと。それこそ、特に若手職員こそそういう場に引き連れて具体的な生の声をですね、聞かしていただくことによって、様々ないい知恵も出てきますし、また職員自身も、この地域のために頑張ろうという思いが強くなるのではないかなというのを実は強く感じておりました。そういったことを含めて、議員の御指摘も含めてですね、よりこれ若手に限らず、職員がこう町外に出て行って、町民の皆さんと触れる機会をできるだけ増やす、その方法なりというのはまたこれから引き続き内部でもいろいろ検討させていただければなと思っております。思いとしてはその斉藤議員言われてるところがまさに重要だという思いですね、具体的な取組についてはまた内部でいろいろと議論させていただければなと思っております。その上で観光についても御指摘をいただきました。もうこれまた御指摘のとおり、道の駅だけが整備されるのではですね、やはり不十分であるということは御指摘のとおりでございます。道の駅に来ていただいたのを、今度はまた道の駅を通じて、町内のいろいろなすばらしいところを知っていただいてそこに足を運んでいただく、そういう役割としての道の駅を考えてるわけでございますので、道の駅だけ良くなっても、いざ向かう、あるいは足を運ぶ、その先もきちんと整備がされてない、あるいはちょっと言い方が悪いんですが、例えばお金を落としてもらい仕組みが併せてそちらにないと、来てもらっても、来てもらっただけで帰っていただく、場合によっては、ごみだけが残ってしまうというようなことでは、何のための観光かということも正直あるものですから、そういう意味で道の駅の議論もしなければならぬんですが、同時に、そこから先に、いくらかの町内の各観光地の整備なり、あるいはおもてなしとかですね、そういう体制もあわせて考えていかなければいけないとは思っているところでございます。実はそういったことを含めて今、町全体の観光、方針、観光戦略、観光方針みたいなことを今朝からずっと話をしておりますが、観光方針、あるいは、産業振興の方針ですね、そういったことを実は検討しております。道の駅というのはあくまでも町全体の観光戦略があって、その中でどういう役割を果たすべきなのかというのが整理出来てないと。何のための観光なのかということでございますので、それを実は今、並行して議論しているところでございます。ただあの実際にじゃあそれらを一体的に全部整備できるだけの財源があるかということ、なかなか難しいこともあるものですから、一律全部を整備するというよりは、その中で、道の駅と、あるいはどこを、例えば優先的にあるいは順番を決めて進めていくのかということやはり、これからまた引き続き議論をさせていただかなければならないことかなあということもあわせて感じているところでございます。それと、最後にいこいの村の話もございました。今申し上げた、いろいろいいところがたくさんあるんだけど、それを受け入れる、受入れ体制がじゃあ十分整っているかということ、そうではないという思いがありまして、それが例えばお金を落としてもらい仕組みであったりとかいうことなんですけど、その中で、深入山についてもですね、せっかくいこいの村という施設があるんですけども、実際には運営がなかなか厳しかったりとか、あるいはせっかく来ていただいても、グリーンシャワーも今年あるいは昨年も相当お客さん来ていただいたと思うんですが、実際にお金を落としてもらおうとすると、お土産屋で少しお金を落としてもらいぐらいたと思うんですね。もう少し工夫をして、地域を楽しんでもらいながら、お金も落としてもらいような形になれば、地域振興にもつながるのではないかと。それは、残念ながら今、町が指定管理という形で進める以上ですね、なかなか今以上の取組なり工夫なりというのは正直難しいと思っております、だからこそ、このいこいの村もそうなんですけど、より地

域の観光に関する地域の魅力を高めていくためには、どのような方法があるかと。その中の一つとして、このいこいの村でいえば、今の指定管理という姿をさらに一歩進めて、より事業者が自由に施設なりを使って商売もしていただく、あるいは、来ていただいたお客さんを楽しんでいただく工夫をしてもらいやすい環境をつくる一つの手段として、先ほどからお話がある売却といったことも今考えてる最中でございます。ただあらためてそれを進めるにあたっては、地域の皆さんの御理解も必要だと思っておりますし、そのことも引き続き進めさせていただきながら、ただあくまでも我々の思いとしてはですね、古くなった施設を何とか処分したいということではなく、あくまでも地域の魅力を高めて、多くのお客さん来ていただいてその結果として、地域が活性化するための方策として、我々としては提案をしていきたいなと思っておりますので、そこはぜひ、御理解をいただきながら、また議員の皆様からもですね、アイデアがあればぜひお寄せいただきながら進めさせていただければなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

はい。最後の質問となろうかと思いますが、指定管理をしている以上、なかなか難しいという面も多々あるかと思いますが、今のいこいの村の内容的なことを申し上げれば、数え切れないほどたくさんの方の指摘事項はございますが、これはさておきましても、グリーンスパつつがあたりはですね、ちょっと私感じてみるのにグリーンスパに入るまでは町道がございます両サイドからね。その町道の両サイドは草ぼうぼうなんですよ。早く、悪い言葉で言えば、悪いかもしれませんが、幽霊屋敷に行くんじゃないかというぐらい、ポツンと一軒家のいい場所へ行くんではございません。何度かちょっとかかわりまして草刈りというものもちょっとやってみましたが、これは町道ということで年に1回しか草を刈っていただけないんですよ。でも、それ1回でもやっぱりグリーンスパと業者、町とですね、よく話し合っただの時期に、どういうふうにしてやったらええかとか、その話合いをしていただいてお客さんに喜んで入ってもらえる施設というものをですね、やっぱりつくってもらいたいし、そこに携わる人もですね、環境美化、もっとやっぱりお客さんに来てもらえるような体制づくりをしていただける指定管理者でないと全くこの町はお客さんから離れていくと思います。そういう意味ではですね、これから指定管理というのも難しい面もあろうかと思いますが、お客さんに喜んでいただけるためにはどういう対応をとったらいいかということですね、いろんなあらゆる面において、議論を重ねていただきたいと思います。そして今これは、第1問目の通告、質問は最後となりますが、先ほど町長がおっしゃいましたように、その資源をどう生かしていくか、お客さんに楽しんでいただくかということで、私今日ですね、お花のカレンダーを持ってきました。（カレンダーを示して説明）これはね、すごい素晴らしいものなんですが、これはですね、深入山の山野草、4月から5月です。たくさんございましょう。そして、これが7月から8月でございます。どうですか。すばらしいでしょ。これが、8月から9月10月までの秋の季節にこういった素晴らしい花が深入山一帯にはございます。もちろん、恐羅漢も三段峡もある意味共通するところはありますが、これは安芸太田町をこよなく愛する人がですね、10数年前からずっと土日を通い続けて、こういう写真をためてくれました。今までは、1個1個を写真を私の手製でつくって印刷して張っておりましたが、今年はこれあの人たちの手前ですね、こういうものをつくってくれました。本当にね、安芸太田町を愛する人がね、このほかにもたくさんやっぱりいらっしゃるわけですよ。そういった方たちにもですね、やっぱりもっともっと皆さんとですね、共有を一緒にして、

安芸太田をしっかりと、喜んでいただける場所にしないでほしいと思います。

はい、続きまして、次の質問にまいります。はい。広島県の道路整備計画について、質問させていただきます。このたび道路計画が更新されまして、次期これから5年間の計画はされるようでございます。国道191号松原地区の掘り下げ、県道弁財天加計線、国道186号線殿賀鶴渡瀬線、県道澄合豊平線と、多くの危険箇所がございます。この3月にも同僚が質問をされてくださっていますが、県道路整備計画5か年計画と、広島益田間改良整備促進期成同盟もあるようにも記憶しておりますが、国道191号、松原地域については、要望を始めて数年以上を経過しています。ようやく動き始めたようで、地元説明会が開かれる旨、今日書面をいただいたような状況です。これまで長期に要した原因はなぜか、だったのかと思われますか。分かる範囲で、どうだったかなということを、教えていただければと思います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい失礼いたします。国道186号、191号松原地区の道路改良でございます。こちらにつきましては、虫木のトンネルから、松原交差点手前まで、約1.1キロの道路改良として、平成28年度から、令和2年度、昨年度までの5か年計画のほうへ掲載されております。道路整備計画、先ほど言われた道路計画のほうへ掲載されております。今年度からの次期、整備契約でございますが、こちら、令和3年度から7年、こちら5か年では継続として位置づけられております。この事業がこの道路整備計画乗るまでに至った経緯なんですけど、191号にはですね、まず、多くの危険箇所がございます。以前は土居と上殿間の、発坂トンネルが今出来てございます。そちらの間と、この間と2か所を要望へ上げておりました。順位付けのこともありますけども、どちらも採択ということで県と国への要望を行ったところ、発坂トンネルのほうに先に整備計画に載ることになりまして、そちらが完了いたしました。その後、こちら、今さっきもう言われた県道弁財天加計線と、その後、28年度から、松原国道191号の松原地区のほうに、5か年のほうへ載るようなことになりました。いろいろ経緯がございますが、地元のほうの代表の方からも、早く要望ということで、道路整備計画に掲載するために町と議会の皆様も一緒にですね広島県のほうとか、土木のほうだとか、地方整備局とか、国のほうにもですね要望行っていたんですが、そのような経緯で今年、2回目の道路整備計画のほうへ、今のさせていただきます。先ほど、議員さんおっしゃっていましたが、6月の26日の土曜日に、コロナのことはありますが、そちらの緊急事態宣言解除になりましたら、一応予定ということで、今説明会のほうの準備をいたしております。こちら、準備をさせていただいたところです。それで、今度は、今、詳細設計の準備をしております。詳細設計のためのボーリング調査も今開始をいたしておるところです。そちらボーリング調査が完了いたしまして後の詳細設計が完了いたしましたら、用地測量を行いまして、所有者の確定が出来ましたら、用地交渉、取得という順序となっております。こういう実施はその用地交渉が整いまして、工事となるため、なかなか皆様には目の見える形で工事实施のほうにはなっておりませんが、引き続き要望活動をしたいと思っております。昨年度はですねやはりコロナの関係で、なかなか要望出来ておりませんが、今年も安芸太田支所、土木、県のほうへも要望活動を行って早期に、まずは着手、そして工事完了に向けて要望活動を行っていきたく思っております。以上です。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

概要はもう今、建設課長のほうから話をしたとおりでございます。あくまでも本件については、これは国道191号に限りません。県の事業ということで、私どもとしては、とにかくお願いをしなければいけない立場だということでございます。今の191号、それから弁財天加計線も含めて、前回の5か年計画には確かに載せていただいたところではございますが、その後、特に我々、私自身も聞いておりますのは、30年度の7月豪雨災害、あの件ですね、かなりこれは安芸太田町に限りません。県西部の事業ってのはかなり抑えられたということがあったというふうに聞いております。ただ私どもとしては、そうは言いながらも、やっていただきたいことはとにかく進めなければならないということで、今回5か年計画にのせていただくにあたっては、一生懸命、県のほうにも要望しましたし、また議会のほうでも、産建委員会中心にですね、御要望活動をいただいたというふうに聞いております。ただこれも、ですから計画には載りましたが、実際に予算措置をしていただいて事業を進めなければいけないということでございますので、ここをとにかくこれから我々、しっかりと、県のほうに、とにかくお願いに参上したいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。これからの要望が予算をつけていただくための1番大事な時期だというふうにお聞きしております。コロナもございますがですね、国や県へですね、町長自らですね、コロナだからいうて2階の執務室へいつもおられ、そういうわけではないんですが出ることが余り少ないようにお聞きしておりますのでね。しつこいようなぐらいですね、要望活動を県のほうへ行っていただき、行っていただきたいかなど、要望したいと思います。ちょっと少し余談ではございますが、以前ですね、安芸太田町の町長された方が、今と昔は全然違いますけども、東京に泊まり込んでですね、陳情活動、要望活動をしていらっしやって、あの当時としたらですね、宅急便もすぐあくる日に届くような状況にはございませんが、季節のものをこちらから送れと。送らして東京に泊まるとしてですね、部署、部署、配って歩かれてそれぐらいまでやって熱心にやって、陳情をやってこられた方がいらっしやいます。そういうような時代はもう、過ぎ去ってしまっておりますけれども、でも、それぐらいやっぱりですね、県のほうへも国のほうへもですね、また来たかいうぐらいやっていただくことがですね、安芸太田町の町民にとって、1番プラスになること、町長の私はこれが1番重大な役目だと思いますので、ぜひですね、このことをしっかりと要望させていただきたいと思います。

次にですね、最後になりましたすいませんごみの減量と分類のことについて。これもですねこの、去年の5月に同僚議員が、質問されておりますが、それ以後ですね、安佐南区の安佐南工場で火災が発生いたしました。可燃ごみの焼却が長期間ストップしています。火災の原因は、ごみをためるピット内に混入したライターやリチウム電池などの発火元がクレーン作業の衝撃を受けて出火した可能性が高いとの見方を明らかにされました。火災は初期に見つかったが、吹き抜ける空気によって短時間で消火困難になったとの分析結果もされました。市消防局による火災の調査で、ガスの残ったライターやカセットボンベ、リチウムイオン電池などがごみに混入していた可能性が高いと指摘されました。安芸太田町もごみの搬入をさせていただき関係から何らかの指導があったのではないかと思います。火災を受けて安芸太田町としての対策はなされたのでしょうか。安芸太田町では、北広島町に御協力いただき、燃えるごみについては処理をされているようですが、黒埴では、かなりのごみがまだ堆積されているように見受けられます。このまんまの現状で大丈夫なのでしょうか。また、ごみの分別について、この3月1日よ

り燃えないごみの分別、出し方が大きく、大変変わりがして、大変苦慮している声があります。高齢者にはなかなか難しいようですが、説明書きが少し変わり大きくなりましたが、袋の大小それから袋に印刷をしたりとか、何とか工夫は出来ないものかなと思います。また、去年5月の同僚の議員の質問に、返答されたことの中に、ごみに対する理解をいただくために、地域の集会や個別の対応を含めて、分別の方法や説明について、力を入れていきますという答弁をされています。それと、ごみの分別、減量について、現場の運搬収集車との、どんな声があるのか、また聞かせていただきたいと思います。お願いをいたします。

○中本正廣議長

はい、森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい、ゴミの減量と分別について御質問いただきましたので御回答させていただきます。まず、安佐南区の広島市の安佐南工場での火災を受けてということでございますが、御指摘のごみピット火災によりまして、安佐南工場につきましては今年1月から可燃ごみの搬入が出来なくなっております。そのため現在は緊急措置として、お隣の芸北広域環境施設組合と処理委託契約を締結しまして、千代田にありますきれいセンターのほうですね、こちらのほうに安芸太田町の燃えるごみは搬入をさせていただいて処理を行っているところでございます。ピット内の火災につきましては、本町におきましても、集めた可燃ごみ、燃えるごみにつきましてはごみピット内で、一時保管を行っておりますのでそれに対する対策としまして、まず定期的に搬入されましたごみの展開検査といたしまして、パッカー車からピットに直接入れるのではなく、平べったいところにごみを下ろしまして、その袋を直接刃物で破って中身の確認をする等を行っております。またピットに投入されましたごみにつきましては、クレーンで袋を破って、ある程度の混入物を確認するいうところがもう1点。それから、搬出時のときにコンベアから落ちる、落ちて搬出用のパッカー車へ、積み込みをする際にその状態の目視の確認をするというところの点検をこれは平成29年度から、広島市のほうへ可燃ごみの委託をお願いしておる当初から行っているところでございます。それがそのことを行って異物危険物がないことを確認するということが広島市への、受入れをしていただく条件でございましたので、火災に当たって広島市から特段の指導あるいは要望というのは受けておりません。それからもう1点でございます。それからごみピット内の量がかかなり堆積されてるということでございますが、今現在ですね千代田のほうに毎週、週8台、約2トン積みのパッカー車で週8台約16トンの可燃ごみを搬出をしております。それに対しましてこの4月5月の燃えるごみの搬入量につきましては、週当たり18.5トンと平均となっております、約2.5トンずつ、1週間につき少しずつごみが、増えているという状況がございますので、今後は車両のほう増大するなりの対策を、今現在、室内で検討しているところでございます。それから、ごみの分別の袋につきまして御質問いただきました。今年、燃えないごみを紫色の文字の金物、割れ物、小型電化製品それからその他といった、ごみの分別の区分のほうを、大枠の括りは同じなんです、それを4区分に分けて排出をお願いしますということを住民の方に、皆様をお願いしております。これにつきましてあちこちから確かに分別、これまで1袋で出して出せていたものが4つ袋を用意しないとイケないといったこともありまして下の区分そのものは分かるんだけど、一つの割れ物なら割れ物だけで、1袋を溜めるというのはなかなか難しいとかですね、小さい袋、つくっていただきたいという要望を実際に幾つかいただいておりますので、これは現在室内のほうで検討をしている最中でございます。それから3点目のごみの分別方法について、説明に力を入れていきますということでございますが、これにつきましては、随時説明会のほう

は受け付けてはおるんですが、コロナの関係もございまして、実際に予定されていたものが中止あるいは延期となってしまったこともございます。令和2年度につきましては、2回、2会場で二つの地域において説明会を実施させていただいております。令和3年度につきましては、本来先月、2か所におきまして説明会の予定をいただいていたんですが、コロナの緊急事態宣言の、いうことがありまして、これは中止になっております。6月20日までが一応予定の期間となっておりますので、来月7月に一応1件の開催予定をいただいております。それから、最後の分別についての所感ということで現場の収集作業員の方の声、というところでございますが、収集時にですね住民の方が直接その収集作業員の方にそこに来られてこれはどうだろうかといったような、直接質問をされることもございます。場合によっては、連絡をいただきまして、衛生対策室のほうから職員が現地に赴いて説明をさせていただくという場合もございます。あと、収集、分別があまりよくなくてですね、収集が出来なかった場合には、黄色い収集不可のチラシというのを添付してそのまま置いておくという形になっておりますが、その際にはですね収集作業員の方にその状態の写真と、それからどこの集積場所であったかというところを、記録していただきまして、室のほう室内のほうと情報共有をして、これこれこういう状態で、収集が出来ませんでした。いう説明ができるように情報共有を行っておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。私が知らないこともちょっと教えていただきまして、ありがとうございます。しかしまだですね地域によってはですね、高齢者っていうのはなかなか分別というのが出来にくい面もありますし、昔からの慣例ということもありまして、ごみがよく燃えております。黒い煙が出る地域も時には見かけるわけですが、ごみを減量する、そして分類する。それで焼却とかいうのもですね、やはり今からこれから、やっぱり環境に対してですね、燃やすということは大変なことです。そういった点をもうちょっとやっぱりですね、巡回されるなり、今町長が懇談会を開かれる席でですね、やっぱりそういうところでもしっかりとですね、皆さんに、事あるごとに、これは永遠の課題だろうと思っておりますが、事あるごとに周知をいただきたいと思っております。そして、質問の最後になりますが、町長にいま1度お願いをしておきます。安芸太田町ですね、やっぱりカギを握るのは町長の要望次第でございます。しっかりと国や県へですね、事あるごとに要望活動を切にお願いするしかございません。それによって安芸太田町は変わったなということがまた将来的に見えてくるものと思っておりますし、そのことによって、私たちが町長の支えをさせていただきたいと思っておりますので、どうかコロナが終息をしましたら、ぜひともですね、要望活動に力を入れていただきたいと思っております。以上、終わります。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

失礼いたしました改めて、議員からの話をしっかりと受け止めさせていただいて、何でもかんでもコロナのせいにしちゃいかんのですが、当時、国、それから県から来るなというのを再三言われておりました。改めて議員の御指摘を応援として受け止めさせていただいて、可能な限り早い段階でとにかく一生懸命要望活動を進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

以上で2番、斉藤マユミ議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一度互礼。

延会 午後 4時21分
